

# 平成 24 年度政策評価書

平成 25 年 6 月

財 務 省

- ㊦ 総合目標5：我が国経済の健全な発展に資するよう、地球的規模の問題への対応を含む国際的な協力等に積極的に取り組むことにより、世界経済の持続的発展、国際金融システムの安定及びそれに向けた制度強化、アジアにおける地域協力の強化、開発途上国の経済社会の発展、国際貿易の秩序ある発展を目指す。特に、我が国を含むアジア諸国が共に成長するため、アジアにおける「新成長戦略」を推進する

#### 1. 「政策の目標」に関する基本的考え方

経済のグローバル化が進む中で、通貨に対する信認を確保しつつ、我が国経済の健全な発展を実現するためには、国際金融システムを安定させ、強固で持続可能かつ均衡ある世界経済の成長を生み出すとともに、保護主義に陥ることなく国際貿易の秩序ある発展を図ることが重要となっています。また、貧困や地球環境問題、テロ・大量破壊兵器の拡散といった問題にも国際社会が協力して積極的に取り組む必要があります。我が国は、こうした国際的協力において主体的な役割を果たしていきます。特に、急速な成長を遂げているアジア地域において、環境やインフラ分野等で我が国の固有の強みを生かすこと等により、アジア全体の活力ある発展をさらに着実なものとしつつ、アジアの成長を日本の成長に結実させていきます。

本目標は、新成長戦略（平成22年6月18日閣議決定）や、その実行加速や強化・再設計を定めた日本再生の基本戦略（平成23年12月24日閣議決定）等の、以下に掲げる内閣の基本的な方針を踏まえ、特に重要な取組として推進していきます。

#### 2. 内閣の基本的な方針との関連

第179回国会 総理大臣所信表明演説

第180回国会 総理大臣施政方針演説

第180回国会 財務大臣財政演説

包括的経済連携に関する基本方針（平成22年11月9日閣議決定）

日本再生の基本戦略（平成23年12月24日閣議決定）

日本経済再生に向けた緊急経済対策（平成25年1月11日閣議決定）

#### 3. 重点的に進める業績目標・施策

該当なし

#### 4. 平成24年度の事務運営の報告

**施 策 総5-1**：世界経済の持続的発展等に向けた国際的な協力への取組

[平成24年度実施計画]

平成20年秋の金融・世界経済危機による世界的な景気後退に引き続き、平成23年夏ごろから、欧州の政府債務問題の深刻化により、金融市場が不安定化し、経済の先行きへの不透明感が拡大しています。こうした中、国際金融システムの安定を実現し、更に、開発途上国における貧困の問題や地球温暖化をはじめとした地球環境問題やテロ・大量破壊兵器の拡散といった問題の解決を図ることにより、強固で持続可能かつ均衡ある世界経済の成長を生み出すための取組を進めます。

このため、我が国は、G20、G7等における国際的な議論に積極的に参画し、国際機関および各国の財務金融当局等との政策対話も積極的に行います。また、我が国との関係が深いアジア諸国経済の持続的発展に貢献することは、我が国経済の発展にもつながる重要な取組であるため、ASEAN（東南アジア諸国連合）+3（日中韓）、APEC（アジア太平洋経済協力）等の多国間のフ

---

オーラムで主体的役割を果たしていきます。また、日中財務対話、日韓財務対話等の二国間の会議を通じて、アジア諸国等との関係を更に深化、拡大させていきます。

#### [事務運営の報告]

#### ① 世界経済の持続的発展や国際金融システムの安定に向けた国際的な取組への参画

##### イ 国際金融システムの安定（G20サミット、G7等を通じた取組）

我が国は、世界経済の持続的発展や国際金融システムの安定に向けた取組に関し、G20やG7等における国際的な議論に積極的に参画しました。

平成24年4月19日、20日のG20財務大臣・中央銀行総裁会議においては、IMFの資金基盤強化に関し、我が国は直前の17日に先頭を切る形でIMFに対する600億ドルの融資枠の貢献を行う方針を表明し、各国に対し貢献を表明するよう促してきたところ、4300億ドルを上回る確実なコミットメントという、市場を安心させることができる規模の強化に合意できました。6月18日、19日に開催されたG20ロスカボス・サミットでも、中国、インド、ブラジル、ロシアを含め多くの国から具体的な貢献額の表明があり、最終的な資金基盤強化の総額は、同年10月のIMF・世界銀行年次総会において、約4,610億ドルとなりました。これは、IMF・G20にとって大きな成果となり、合意形成に大きな役割を果たした我が国に対し、IMFをはじめ各国から高い評価が示されました。

外国為替市場の安定に向けた取組に関しては、G7声明（平成25年2月12日）において、「為替レートは市場において決定されるべき」、「為替市場における行動に関して緊密に協議すべき」といった従来からのコミットメントを再確認するとともに、日本を含むG7各国の財政・金融政策が、為替レートではなく、「国内目的を達成することに向けられてきていること」、「今後もそうしていくこと」を確認しました。また、G20（20か国財務大臣・中央銀行総裁会議）、金融・世界経済に関する首脳会合（G20サミット）等の国際会議において、国際金融市場の動向や各国の対応等に関して議論を行いました。

また、資金洗浄、テロ資金対策及び大量破壊兵器拡散防止等促進に向け、我が国は、G7や、FATF（金融活動作業部会）における取組等へ積極的に参画しました。北朝鮮に関しては、累次の国連安保理決議に基づき、核関連計画等に関与する者に対する外為法による資産凍結等の措置を講じてきているところ、平成25年1月に安保理決議第2087号により指定された対象者に対し、資産凍結等措置を実施しました。テロリスト等に対しても、国連安保理決議を受けて、累次にわたり資産凍結等の措置を行いました。

##### ロ IMF改革

平成20年秋の金融・世界経済危機後、IMFでは、主に危機予防を目的とした新たな融資制度の創設及び改善、資金基盤強化を行ってきました。我が国は、欧州政府債務危機等を受けた追加的な資金基盤強化の必要性に関するG20やIMF理事会等での議論に積極的に貢献し、上記①イの通り、平成24年4月には、IMFに対する600億ドルの融資枠の設定による資金貢献を行う方針を表明し、同年10月に融資契約の署名を

行いました。

IMFの機能強化等に関する議論にも、我が国は積極的に参画しました。IMFのサーベイランス（政策監視）の枠組みの見直しに関しては、世界経済・金融の相互連関性の高まりや一国の政策が他国に及ぼす波及効果（スピルオーバー）の増大といった世界経済の現状を踏まえ、サーベイランスの範囲を拡大すべきとの我が国の主張も受け、IMFは、平成24年7月、「統合サーベイランス決定」を採択し、スピルオーバーの分析の強化を行うことなどに合意しました。

## ② アジアにおける地域金融協力の推進

### イ ASEAN+3財務大臣プロセスにおける地域金融協力の取組

平成24年5月開催のASEAN+3財務大臣・中央銀行総裁会議において、チェンマイ・イニシアティブに関しては、その有効性を高めるべく、規模の増額を含む現行の危機対応機能の強化、及び危機予防機能を柱とする強化策に合意しました。また、域内の経済監視を行う常設機関であるASEAN+3マクロ経済リサーチ・オフィス（AMRO）に関して、更なる組織強化の検討及び国際機関化に向けた準備の加速に合意しました。

アジア債券市場育成イニシアティブ（ABMI）では、平成22年11月に設立された、アジア域内企業の社債に保証を供与し、域内債券市場の育成に貢献する「信用保証・投資ファシリティ（CGIF）」に関して、保証案件の組成に向けた作業を進めました。

### ロ APECの枠組みにおける地域金融協力の取組

平成24年8月のAPEC財務大臣会合（ロシア・モスクワ）において、金融リテラシーの向上や自然災害の影響に対応するための財政上・金融上の方策等、アジア・太平洋地域における経済・金融分野の協力について議論を行いました。

## ハ 二国間における金融協力等

韓国及び中国との間では、財務対話を開催し、両国・両省間の協力等の議題に関して意見交換を行いました。平成23年12月に日中首脳間で合意された日中金融協力の強化に関しては、平成24年6月、東京市場と上海市場で円と人民元の直接交換取引が開始されました。また、インドとの間では、総額150億ドルの二国間日印通貨スワップ取極を平成24年12月に締結しました。さらに、ASEAN諸国等との二国間の金融協力強化の検討を開始しました。

## ③ 開発途上国の経済社会の発展

### イ 途上国支援

我が国は、ミレニアム開発目標（MDGs）の達成等に向けて、積極的に途上国支援に取り組みました。また、途上国にとって必要不可欠な経済・社会インフラの整備等のための有償資金協力を積極的に行ったほか、国際協力機構（JICA）の

---

海外投融資に関して、パイロットアプローチ案件を実施し、実施体制の検証と案件選択のルールの特約を完了した上で、平成24年10月、本格再開を実現しました。なお、ミャンマーに関しては、同国の民主化等の進展を見守りつつ、我が国や国際機関等に対する延滞債務問題の解決に向け、全体的な道筋を付けていく努力を行いました。

#### ロ 国際開発金融機関（MDBs）の強化に関する取組

国際開発金融機関（MDBs：世界銀行グループ、アジア開発銀行、米州開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行）は、途上国の開発支援のため、加盟国からの出資を基に市場からの資金調達を行い、これを原資として長期開発資金の融資等を行っています。また、欧州復興開発銀行（EBRD）以外での機関では、MDBs本体とは別に、低所得国向けに、先進国等の資金拠出を受けて、超長期・低利の融資やグラントを供与するウインドウも設けられています。

平成24年度においては、10月に東京で開催されたIMF・世界銀行年次総会の機会を捉え、仙台において、世銀と共に「防災と開発に関する仙台会合」を開催し、開発を進めるにあたって、防災対策が重要であることを確認しました。この点は、仙台ステートメントや世銀・IMF合同開発委員会のコミュニケにも盛り込まれています。

さらに、我が国は、途上国支援の効果向上を目的としたMDBsとJICAやJBICとの協調・連携をすすめ、MDBsの長所を我が国の開発援助に活用しています。例えば、平成24年度についても、ミャンマーの民政移管以降の様々な改革の進展を踏まえ、延滞債務問題を包括的に解決する道筋につき合意し、世銀・ADB及び我が国に対する延滞債務を解消し、本格支援が再開することで、同国が抱える延滞債務問題の包括的な解決が図られました。この他、平成24年10月、アフリカ開発銀行は、アジア代表事務所を東京に開設しました。今後、本事務所が我が国とアフリカ開発銀行の協力関係のさらなる発展に加え、アフリカとアジアの架け橋となることが、大いに期待されています。

#### ハ 地球環境保全・改善に向けた開発途上国の取組支援

気候変動や、生物多様性の危機等、将来の世代に重大な影響を及ぼすような地球環境問題が、国際的に大きな課題として取り上げられるようになってきました。財務省は、外務省などの関係省庁と緊密に連携して、これらの影響に脆弱な開発途上国等における環境の保全・改善のため、二国間・多国間の協力を進めました。

二国間の協力としては、ベトナムなどの気候変動対策に取り組んでいる途上国に対して、JICAを通じて気候変動対策円借款の供与を行った他、JBICを活用して環境投資を支援しました。

多国間の協力としては、緑の気候基金（GCF）の詳細設計の議論に参加したほか、世界銀行の信託基金である地球環境ファシリティ（GEF）及び気候投資基金（CIF）を通じた支援に積極的に参画しました。なお、GEFに関しては、平成2

4年8月、石井菜穂子元副財務官がCEOに就任しました。

#### ④ アジア成長戦略の推進

近年のアジア諸国の急速な成長を踏まえ、我が国のアジア市場における取引活動を拡大し、アジアの内需を日本の内需として取り込むことにより、我が国自身の成長機会を創出することが重要となっており、こうした観点から、新成長戦略の柱の1つであるアジア経済戦略に関して、財務省は、関係省庁と連携しつつ積極的に推進しました。

我が国システムの海外展開の促進をファイナンス面から支援すべく、STEP（本邦技術活用条件）案件の推進を含む、円借款の一層の積極的な活用に取り組みました。平成24年4月、JBICが日本政策金融公庫から分離して新たな組織となったことを受け、我が国企業による海外事業展開がより積極的に行われるよう、円高対応緊急ファシリティを積極的に支援すると共に、リスクマネー供給のため「海外展開支援出資ファシリティ」を創設するなど、財務省としても支援しました。

#### ⑤ 第67回（2012年）IMF・世界銀行年次総会の開催

平成24年10月9日（火）から14日（日）にかけて、188の加盟国から財務大臣や中央銀行総裁をはじめとした、政府代表団、金融機関関係者、報道関係者など総勢約2万人の参加を得て、IMF・世界銀行年次総会を我が国で48年ぶりに開催しました。IMF・世銀との緊密な協力の下、年次総会に併せて様々な会合やセミナーを開催するとともに、多くの二国間会談を実施しました。これら会合においては、世界経済に関しては欧州債務問題等の主要課題への対応、開発に関しては、防災、雇用の創出、食料安全保障、中東・北アフリカ支援、保健医療等といった重要課題の有意義な議論を実現しました。また、会議の運営面においても、日本の技術や文化を紹介しつつ、多数の会合を円滑に実施することで、各国の参加者からも高い評価を得ました。

### 施策 総5-2：国際貿易の秩序ある発展に向けた国際的な協力への取組

#### [平成24年度実施計画]

現下の経済情勢に鑑みれば、貿易拡大を通じた世界経済の成長が必要です。

財務省としては、我が国経済の成長と世界経済の持続的な発展のため、WTO（世界貿易機関）ドーハ・ラウンド交渉に引き続き積極的に取り組みます。財務省においては、この取組の中で、特に貿易手続の透明性・予見可能性・公平性の向上、簡素化・迅速化等を進める貿易円滑化交渉を積極的に推進していきます。

また、我が国経済の成長・発展基盤の再構築のため、「包括的経済連携に関する基本方針」に沿って、世界の主要貿易国との間で、世界の潮流から見て遜色のない高いレベルの経済連携を積極的に進めていきます。

#### [事務運営の報告]

平成13年に開始されたWTOドーハ・ラウンド交渉が全体としては停滞する中、財務省が主に交渉を担当する貿易円滑化分野は、ドーハ・ラウンドにおいて唯一全加盟国による交渉が継続している分野となっており、財務省は同交渉に積極的に取り組みました。今後、交渉が妥結しWTO貿易円滑化協定が発効すれば、貿易円滑化分野でもWTOの

紛争解決制度による制裁発動が可能となり、この分野の規律の強化が見込まれます。

また、WTOドーハ・ラウンド交渉が膠着する一方、主要先進国・新興国間のFTA・EPAは広がっていく状況にあり、我が国においては、環太平洋パートナーシップ（TPP）協定に関する交渉参加の意思の正式表明、日EU・EPAに関する交渉開始の正式表明、RCEPに関する交渉開始の宣言、日中韓FTAに関する交渉開始の宣言及び第1回交渉会合の開催等の進展がありました。

今後仮にこれらの協定がすべて発効すれば、我が国の貿易量の84.6%がEPA・FTA協定の対象となります（現在の我が国のEPA締結国との貿易量は18.9%）。

財務省は、主に関税制度や税関行政を所管する立場から、EPA共同議長4省の一角として交渉に参加していますが、以上の通り平成24年度は、EPA交渉がこれまでになく大きく進展した年であり、こうした政府全体の取組に積極的に貢献しました。

## 5. 平成23年度政策評価結果の政策への反映状況

IMFやMDBsにおける日本人スタッフの増加を含む職員の多様性確保に関する取組については、政策目標6-1に記載しています。その他については「4. 平成24年度の事務運営の報告」に記載のとおりです。

## 6. 目標を巡る外部要因等の動向

### (1) 最近の世界経済の動向

最近の世界経済の動向は以下のとおりです。

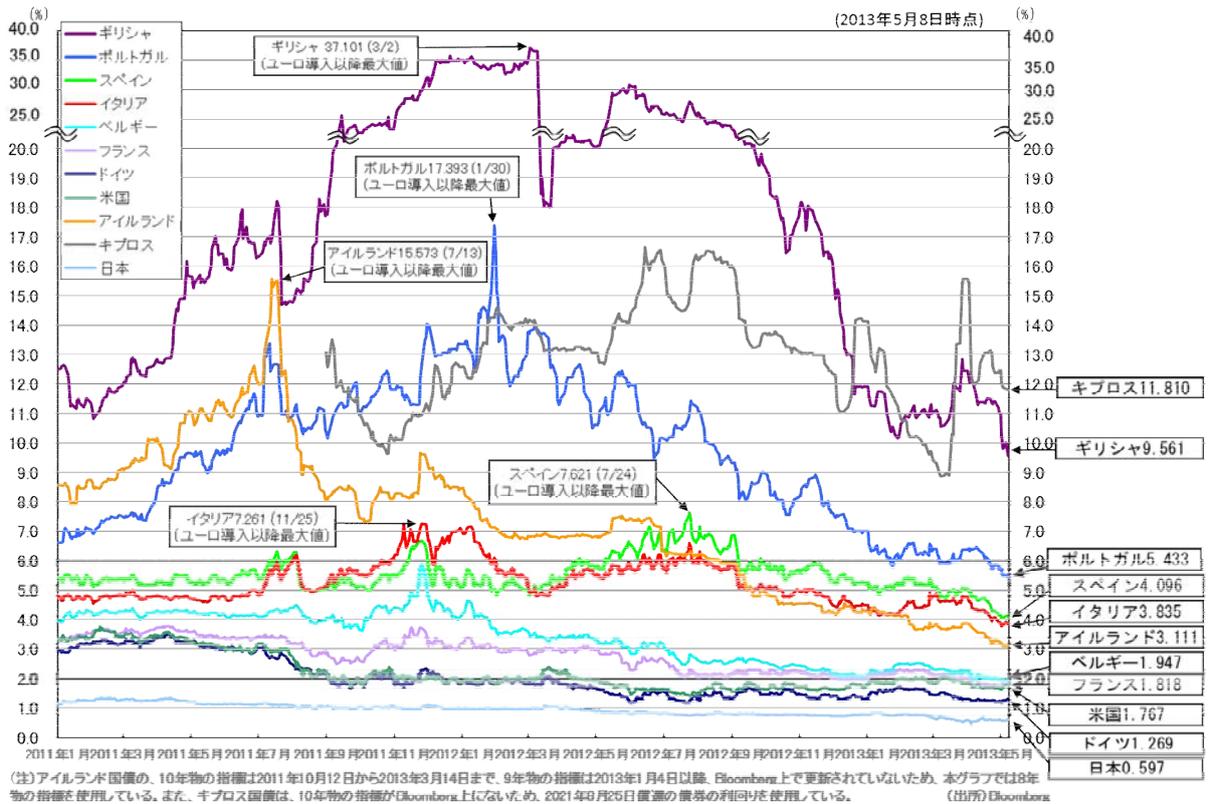
#### ○参考指標 総5-1：最近の世界経済動向

	実質GDP成長率 (%)				消費者物価上昇率 (%)				失業率(%)				経常収支 (10億ドル)			
	2010	2011	2012	2013	2010	2011	2012	2013	2010	2011	2012	2013	2010	2011	2012	2013
世界	5.2	4.0	3.2	3.3	3.7	4.9	3.9	3.8	n/a	n/a	n/a	n/a	326.0	409.5	336.3	246.4
日本	4.7	-0.6	2.0	1.6	-0.7	-0.3	0.0	0.1	5.1	4.6	4.4	4.1	204.0	119.3	59.0	63.5
米国	2.4	1.8	2.2	1.9	1.6	3.1	2.1	1.8	9.6	8.9	8.1	7.7	-442.0	-465.9	-475.0	-473.5
ドイツ	4.0	3.1	0.9	0.6	1.2	2.5	2.1	1.6	7.1	6.0	5.5	5.7	207.0	224.3	238.5	219.2
フランス	1.7	1.7	0.0	-0.1	1.5	2.1	2.0	1.6	9.7	9.6	10.2	11.2	-40.0	-54.2	-62.9	-35.1
英国	1.8	0.9	0.2	0.7	3.3	4.5	2.8	2.7	7.9	8.0	8.0	7.8	-57.6	-32.8	-85.5	-106.0
ユーロ圏	2.0	1.4	-0.6	-0.3	1.6	2.7	2.5	1.7	10.1	10.2	11.4	12.3	64.5	78.4	221.4	294.9
中国	10.4	9.3	7.8	8.0	3.3	5.4	2.7	3.0	4.1	4.1	4.1	4.1	237.6	201.7	213.7	238.5
新興アジア	10.0	8.1	6.6	7.1	5.6	6.4	4.5	5.0	n/a	n/a	n/a	n/a	232.0	178.8	130.4	145.0
中東米	6.1	4.6	3.0	3.4	6.0	6.6	6.0	6.1	n/a	n/a	n/a	n/a	-60.7	-75.5	-99.5	-102.3
OIS諸国	4.9	4.8	3.4	3.4	7.2	10.1	6.5	6.8	n/a	n/a	n/a	n/a	71.9	112.3	85.3	53.8
サハラ以南 アフリカ	5.4	5.3	4.8	5.6	7.4	9.3	9.1	7.2	n/a	n/a	n/a	n/a	-14.4	-17.6	-35.6	-46.2

(出所) IMF “World Economic Outlook” (2013. 4)

(<http://www.imf.org/external/pubs/ft/weo/2013/01/weodata/index.aspx>)

(新) ○参考指標 総5-2：欧州における国債市場の動向



(2) テロリスト等に対する我が国による資産凍結措置対象者数

テロリスト等に対する我が国による資産凍結措置対象者数は、平成24年度末現在、合計455個人・団体となっています。

○参考指標 6-1-8：テロリスト等に対する我が国による資産凍結措置対象者数（P316に掲載）

(3) 途上国の貧困削減状況

1日1.25ドル以下で生活する人口が1996年の1,704百万人から2008年には1,302百万人に低下する等、開発途上国全体の貧困削減に関しては改善が見られますが、地域的な進ちよく状況は一様ではありません。

○参考指標 総5-3：途上国の貧困削減状況

1日1.25ドル以下で生活している人口（数）（単位：百万人）

	1996年	1999年	2002年	2005年	2008年
東アジア・太平洋州	640	656	523	332	284
南アジア	631	619	640	598	571
欧州・中央アジア	18	18	11	6	2
中東・北アフリカ	12	14	12	10	9
サブサハラ・アフリカ	349	376	390	395	399

中南米	54	60	63	48	37
合計	1,704	1,743	1,639	1,389	1,302

(出所) 世界銀行 World Development Indicators 2013  
(<http://databank.worldbank.org/data/download/WDI-2013-ebook.pdf>)

#### (4) 我が国の貿易動向

平成24年の我が国の貿易動向に関してみると、輸出額は、63兆7,476億円（対前年比2.7%減）と連続の減少となりました。これは、海外景気の減速等を受け、中国及びEU向け輸出が減少したことなどによるものです。一方、輸入額は、70兆6,886億円（対前年比3.8%増）と3年連続で増加しました。これは、燃料価格の高止まり等を受け、液化天然ガスや原油が増加したこと等によるものです。

この結果、輸出額から輸入額を引いた差引額は、▲6兆9,411億円と2年連続の赤字となりました。

#### ○参考指標 総5-4：輸出入額及び貿易バランス（対GDP比を含む）の推移

(単位：億円、%)

	平成20年	21年	22年	23年	24年	対前年比 伸率
輸出額 (対GDP比)	810,181 (16.2)	541,706 (11.5)	673,996 (14.0)	655,465 (13.9)	637,476 (13.4%)	▲2.7%
輸入額 (対GDP比)	789,547 (15.8)	514,994 (10.9)	607,650 (12.6)	681,112 (14.5)	706,886 (14.9%)	3.8%
差引額 (対GDP比)	20,633 (0.4)	26,712 (0.6)	66,347 (1.4)	▲25,647 (-)	▲69,411 (-)	—

(出所) 財務省貿易統計、内閣府GDP統計  
(注1) 輸出入額の対GDP比は、「輸出入額/名目GDP」で算出。  
(注2) 平成24年の名目GDPは、第2次速報ベース。

#### (5) 関税負担率の推移とその国際比較

関税率の水準を示す代表的な指標としては、関税負担率（関税収入額の総輸入額に対する比率）があります。我が国の関税負担率は、国内産業保護の必要性にかんがみ比較的高い関税率が設定されている品目がある一方で、無税品目も多いため、参考指標 総5-5のとおり、主要先進国との比較において同等もしくは低い水準となっており、平成23年度においては1.3%となっています。

#### ○参考指標 総5-5：関税負担率の推移とその国際比較

(単位：%)

年度	平成18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
日本	1.4	1.3	1.2	1.4	1.3
米国	1.5	1.5	1.4	1.4	1.6
EU	1.4	1.4	1.2	1.4	1.1
カナダ	1.0	1.0	0.9	0.9	0.8

オーストラリア	3.1	3.0	3.3	2.5	2.8
韓国	2.4	2.7	1.9	2.2	2.2

(出所) 関税局関税課調

(注1) 年度は各国の会計年度(但し、EUは暦年)。

(注2) 関税負担率=関税収入額/総輸入額。

(注3) 諸外国の負担率に関しては、OECD「REVENUE STATISTICS」及び「Monthly Statistics of International Trade」を基に計算したものである。

(注4) EUの負担率は域外からの輸入額に係るものであり、関税収入額には農産品に対する輸入課徴金を含む。  
なお、EUの2004年から2007年までの数値は、EU加盟国のうち、OECDに加盟している19か国の各年における関税収入額と域外からの輸入額を用いて計算した関税負担率である。

## 7. 今後の政策等に反映すべき事項

### 企画立案に向けた提言

#### ① 世界経済の持続的発展等に向けた国際的な協力への取組

我が国は、今後とも、G20、G7等の枠組みにおける議論・取組への積極的参画を通じて、世界経済の持続的発展、国際金融システムの安定、開発・貧困削減、気候変動、アジアにおける地域金融協力の強化やテロ資金対策等の諸問題への取組を行います。

また、国際会議等の場で、日本の経済・金融情勢等や経済運営の考え方などに関して、各国の理解が高まるよう取り組みます。IMFに関しては、危機予防・対処の両面からIMFが引き続き重要な役割を果たせるよう、我が国は、資金基盤の確保やサーベイランス機能の強化に関する議論に積極的に参画します。テロ資金対策に関しては、今後ともFATFやG7の協調等を通じて国際的な対策を積極的に講じます。

アジアにおける地域金融協力の強化に関しては、平成24年5月のASEAN+3財務大臣・中央銀行総裁会議(於：マニラ)においてチェンマイ・イニシアティブ(CMIM)の強化策に合意したことを受け、現行のCMIM契約及び実務ガイドラインの必要な改正を進めていきます。ASEAN+3マクロ経済リサーチ・オフィス(AMRO)に関しては、組織能力強化策の検討、関係国際金融機関との連携強化、AMROの国際機関化に向けた準備を進めていきます。また、アジア債券市場育成イニシアティブでは、信用保証・投資ファシリティにおける保証案件の組成等を進めてまいります。二国間金融協力の推進に関しては、日中金融協力に加え、ASEAN諸国等との間でも積極的に取り組んでいきます。

ODAに関しては、開発途上国における安定的な経済社会の発展に寄与するため、我が国の厳しい財政状況や国民のODAに対する見方も踏まえつつ、効果的かつ効率的な資金協力等を実施していきます。

MDBsに関しては、主要出資国として業務運営に積極的に参画し、我が国のODA政策・開発理念をMDBsの政策に反映させるとともに、我が国の開発援助にMDBsの専門的知見や人材を活用していきます。また、各機関相互や他の援助主体との間の協調・連携の推進、重点分野の明確化、結果を重視した援助の取組、援助効果の評価の推進を図ることにより、支援の効率性・有効性を高めるMDBsの取組を積極的に支援していきます。

気候変動に関しては、資金に関する国連の気候変動交渉をフォローするとともに、我

---

が国がこれまで行ってきた二国間・多国間の支援を引き続き実施していきます。

我が国のアジア市場における取引活動を拡大し、アジアの内需を日本の内需として取り込むことにより、我が国自身の成長機会を創出するため、財務省は関係省庁と連携しつつ、積極的に推進していきます。そのため、我が国システムの海外展開の促進のため、STEP（本邦技術活用条件）案件の推進を含む、円借款の一層の積極的な活用やJBIICの投資金融などの枠組みの活用を通じて、ファイナンス面から支援していきます。

## ② 関税に関する国際的な取組

現下の経済情勢に鑑みれば、貿易拡大を通じた世界経済の成長が必要です。

財務省としては、我が国経済の成長と世界経済の持続的な発展のため、WTO（世界貿易機関）ドーハ・ラウンド交渉に引き続き積極的に取り組みます。財務省においては、この取組の中で、特に貿易手続の透明性・予見可能性・公平性の向上、簡素化・迅速化等を進める貿易円滑化交渉を積極的に推進していきます。

また、アジア・太平洋地域、東アジア地域、欧州などとの経済連携を戦略的に推進していきます。

政策目標 6 : 国際金融システムの安定的かつ健全な発展と開発途上国の  
経済社会の発展の促進

㊦ 政策目標 6-1 : 外国為替市場の安定並びに国際金融システムの安定に向けた制度強化及び  
その適切な運用の確保

- ㊦・6-1-1 : 外国為替市場の安定
- ㊦・6-1-2 : 国際金融システムの安定に向けた制度強化に関する国際的な取組への参画
- ・6-1-3 : アジアにおける地域金融協力の推進等
- ・6-1-4 : 北朝鮮・イランの核開発等に係る問題への対策及びテロ資金や大量破壊兵器の拡散に関連する資金等による国際金融システムの濫用への対応

○ 政策目標 6-2 : 開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための資金協力・知的  
的支援を含む多様な協力の推進

- ・6-2-1 : ODA等の効率的・戦略的な活用
- ㊦・6-2-2 : 有償資金協力（国際協力機構）、国際協力銀行業務、国際開発金融機関を通じた支援
- ・6-2-3 : 債務問題への取組
- ・6-2-4 : 知的支援

㊦ 政策目標 6-3 : アジア経済戦略の推進（新成長戦略）

- ㊦・6-3-1 : アジア経済戦略の推進

※「㊦」マークは、重点的に進めるものを示しています。



## ㊦ 政策目標6-1：外国為替市場の安定並びに国際金融システムの安定に向けた制度強化及びその適切な運用の確保

### 1. 「政策の目標」に関する基本的考え方

世界各国の経済の相互連関が深まり、国際的な資金移動が活発化する中で、我が国と外国との間の資金移動が円滑に行われる環境を整えるとともに、国際金融市場の混乱に端を発する世界的な景気後退が発生した平成20年以降、国際金融システムを安定させることが重要となっています。このような認識の下、財務省では、外国為替及び外国貿易法（外為法）に基づいて外国為替制度の運営に当たっているほか、国際金融システムの安定に向けた制度強化が急務となっています。

また、従来より我が国と密接な経済的結びつきを有するアジア地域の経済の安定は重要であり、域内における地域金融協力を更に強化していきます。このほか、テロ資金供与や大量破壊兵器の拡散への資金支援といった国際金融システムの濫用の防止にも取り組んでいきます。

本目標は、以下に掲げる内閣の基本的な方針を踏まえ、特に重要な取組として推進していきます。

### 2. 内閣の基本的な方針との関連

第179回国会 総理大臣所信表明演説

第180回国会 総理大臣施政方針演説

第183回国会 財務大臣財政演説

日本再生の基本戦略（平成23年12月24日閣議決定）

特別会計改革の基本方針（平成24年1月24日閣議決定）

### 3. 重点的に進める業績目標・施策

施 策 6-1-1：外国為替市場の安定

施 策 6-1-2：国際金融システムの安定に向けた制度強化に関する国際的な取組への参画

### 4. 平成24年度の事務運営の報告

#### ㊦ 施 策 6-1-1：外国為替市場の安定

##### [平成24年度実施計画]

為替レートは、経済ファンダメンタルズ（経済の基礎的状况）を反映しつつ、安定的に推移することが重要であり、為替レートの過度の変動は、経済や金融の安定に対して悪影響を与え、望ましくないと考えられます。平成23年12月24日に閣議決定された「日本再生の基本戦略」においても、「為替市場の過度な変動は、経済・金融の安定に悪影響を及ぼすものであり、引き続き、市場を注視し、適切に対応する。」とされています。

このような観点から、通貨当局としては、日常的な国際金融市場のモニタリング、各国の通貨当局との意見交換や国際協調等を行うほか、必要に応じた為替介入等を通じ、外国為替相場の安定に向けた取組を重点施策として行っています。平成23年度には、為替市場の投機的な動き・無秩序な動きへの対応に万全を期し、日本経済への下振れリスクを具現化させないため、同年8月に続き、10月末から11月初にかけて、為替介入（合計13兆6,045億円）を行いました。また、為替市場のいかなる動向にも十分な余裕をもって機動的な対応を行いうるようするため、平成23年度当初予算で150兆円としていた外国為替資金証券（FB）発行等限度額を、第3次補正予算で15兆円引き上げ165兆円とし、第4次補正予算で更に30兆円引き上げ195兆円としています。引上げが実施されたことにより、過去最大規模（69兆円）の追加FB発行枠（為替介入可能額）を確保することとなります。また、平成23年8月に発表した「円高対応緊急パッケージ」において、急激な円高の進行に対し、民間円資金の外貨への転換（いわゆる円投）の促進による為替相場の安定化と、長期的な国

富の増大のため、外為特会のドル資金をJBI Cを経由して活用する「円高対応緊急ファシリテイ」を創設しました。為替介入等を通じて保有することとなった外貨準備は、政府短期証券により調達した円資金に見合う外貨資産を保有しているものであり、我が国通貨の安定を実現するために必要な外国為替等の売買に備え、安全性及び流動性に最大限留意しつつ、可能な限り収益性を追求する運用を行っています。また、平成22年10月に実施された事業仕分けの結果、外国為替資金特別会計の「剰余金は、一定のルールに基づいて、一般会計に繰り入れる方式にする」とされたことを踏まえ、平成22年12月に、毎年度の剰余金の一般会計繰入ルールを定め、公表しました。また、積立金の扱いについて「財投預託されている積立金（20兆円）については、中長期的に債務（FB）の償還に充てることにより、B/Sの両サイドを減らしていく」、金融資産（外貨運用益の円転のためのFB発行）について「FBの発行によって外貨運用益を円転し、負債が積み上がる構造の解消を図る」とされたこと等を踏まえ、「財投預託金（資産計上）を減額し、それにより政府短期証券（負債計上）を償還することを通じた資産・債務残高の縮減、また、外為特会に留保する剰余金相当額について、円貨資産として保有し続けなくて済む等の対応を図るものとし、平成24年の通常国会に法案を提出するもの」（特別会計改革の基本方針（平成24年1月24日閣議決定））としています。

国際金融市場のモニタリングは、外為法に基づき定期的に提出される報告書から作成する統計をベースとし、関係者からのヒアリングや、専門家との意見交換、必要に応じ捕捉的な報告を求めることにより、経常収支・資本収支の動向や取引実態の把握に努めています。

報告を取りまとめ作成・公表する「国際収支統計」、「対外及び対内証券売買契約等の状況」等は、対外的な資金の流れに関して、市場に対する正確かつ適時な情報の提供、及び経常収支・資本収支の動向の把握といった観点から重要です。加えて、国際収支統計は、内閣府において作成・公表される「国民経済計算」及び「四半期別GDP」の基礎統計ともなっており、今後とも、適切な作成・公表を行ってまいります。なお、国際収支統計作成のガイドラインであるIMF国際収支マニュアルの改訂を受け、我が国としても平成26年より当該マニュアルに基づく国際収支統計の作成・公表を開始することを予定しています。このため、平成23年12月には関連省令を改正し、当該マニュアルに基づく統計作成が可能となるよう報告様式等の見直しを行いました。今後、平成26年1月の改正省令の施行に向け、見直し内容の周知徹底を図ってまいります。なお、「円高対応緊急パッケージ」では、平成23年8月末より、為替相場の安定を図るための為替市場のモニタリング強化を目的に、外為法に基づき、主要金融機関に対して為替トレーダーが保有する外国為替の持高（自己ポジション）の報告を求めることとしており、現時点では、当該措置を平成24年6月末まで継続する予定です。

## [事務運営の報告]

### ① 外国為替市場の安定に向けた取組に関して

平成24年度においても、日常的な国際金融市場のモニタリング、各国通貨当局との意見交換や緊密な協力等を通じて、外国為替相場に関する情報の収集・分析を行い、その安定に向けて取り組みました。

### イ 外国為替市場の安定

平成24年度においては、グローバルな金融市場に不安定化のリスクが残る中、G7（7か国財務大臣・中央銀行総裁会議、平成24年4月、6月、平成25年2月に声明を公表）やG20（20か国財務大臣・中央銀行総裁会議、平成24年4月、6月、11月、平成25年2月に開催）、金融世界経済に関する首脳会合（G20サミット）（平成24年6月に開催）等の国際会議において、国際金融市場の動向や各国の対応等に関して議論を行いました。為替に関しては、G7声明（平成25年2月12日）において、日本を含むG7各国の財政・金融政策が、為替レートではなく、「国内目的を達成することに向けられてきていること」、「今後もそうしていくこと」を確認するとともに、「為替レートは市場において決定されるべき」、「為替市場における行動に関して緊密に協議すべき」といった従来からのコミットメントが再確認されました。G20（平成25

年2月15～16日)においても、「市場で決定される為替レート」や「為替の柔軟性」の重要性が確認されるとともに、「通貨の競争的な切り下げを回避する」、「競争力のために為替レートを目的とはしない」との共通認識を確認しました。

また、為替市場のモニタリングに関しては、外為法に基づき、平成23年8月末から、主要金融機関に対して為替トレーダーが保有する外国為替の持高（自己ポジション）の報告を求めてきたところ、本報告に関しては、その後の国際金融市場の動向に鑑み、平成25年6月末まで継続することとしました。

さらに、欧州の時限的な危機対応メカニズムである欧州金融ファシリティ（E F S F）が発行する債券に関して、平成23年1月以降、日本は、外貨準備において継続的に購入し、E F S F 債の信認の向上・欧州における金融の安定に貢献してきました。平成25年1月には、欧州の金融安定化が円を含む通貨の安定に資するとの観点から、欧州自身の金融安定化に向けた今後の更なる取組を踏まえつつ、E F S F の業務を引き継ぐ恒久的な危機対応メカニズムである欧州安定メカニズム（E S M）が発行する債券を主要なユーロ建国債と並ぶ重要な投資対象と位置づけ、外貨準備を活用してE S M債の一定部分を継続的に購入していくこととしました。

#### ○参考指標 6-1-1：外国為替平衡操作の実施状況

	平成20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
金額	0円	0円	2兆8,174億円	13兆6,045億円	0円

(出所) 財務省「外国為替平衡操作の実施状況」

([http://www.mof.go.jp/international\\_policy/reference/feio/data.htm](http://www.mof.go.jp/international_policy/reference/feio/data.htm))

#### □ 国際収支統計等の作成・公表

我が国の対外的な資金の流れに関する統計として「国際収支統計」、「対外及び対内証券売買契約等の状況」等を引き続き作成し公表しました。平成24年度中の国際収支統計は、中国・EU向けを中心に輸出が減少した一方、鉱物性燃料や通信機などを中心に輸入が増加したことから、貿易収支は-6兆8,947億円の赤字となったほか、経常収支も4兆2,931億円の黒字となりました。また、平成20年12月のIMFの国際収支マニュアルの改訂を受け、我が国としても当該マニュアル（IMF国際収支マニュアル第6版）に移行し、平成26年より当該マニュアルに基づく国際収支統計の作成・公表を開始することとしました。このため、IMF国際収支マニュアル第6版に合わせた新しい公表様式への見直しを行っているほか、平成23年12月に公布した関連省令の改正に伴う報告様式等の見直しを行い、報告者（金融機関等）への通知を行いました。

#### ◎業績指標 6-1-1：正確かつ適時な情報の提供

(単位：回、%)

	作成頻度	平成20年度	21年度	22年度	23年度	24年度実績値
国際収支状況	月1回	10/12	12/12	12/12	12/12	12/12
本邦対外資産負債残高	年1回	1/1	1/1	1/1	1/1	1/1

外貨準備等の状況	月 1 回	12/12	12/12	12/12	12/12	12/12
外国為替資金特別会計の 外貨建資産の内訳及び運用 収入の内訳等	年 1 回	1/1	1/1	1/1	1/1	1/1
外国為替平衡操作実施状 況（月ベース）	月 1 回	12/12	12/12	12/12	12/12	12/12
外国為替平衡操作実施状 況（日ベース）	年 4 回	4/4	4/4	4/4	4/4	4/4
オフショア勘定残高	月 1 回	12/12	12/12	12/12	12/12	12/12
対外及び対内証券売買契 約等の状況	月 1 回	12/12	12/12	12/12	12/12	12/12
達成割合		96.9%	100%	100%	100%	100%

(出所) 国際局為替市場課調

(注) 国際収支状況

<[http://www.mof.go.jp/international\\_policy/reference/balance\\_of\\_payments/data.htm](http://www.mof.go.jp/international_policy/reference/balance_of_payments/data.htm)>

本邦対外資産負債残高< [http://www.mof.go.jp/international\\_policy/reference/iip/data.htm](http://www.mof.go.jp/international_policy/reference/iip/data.htm)>  
外貨準備等の状況

<[http://www.mof.go.jp/international\\_policy/reference/official\\_reserve\\_assets/data.htm](http://www.mof.go.jp/international_policy/reference/official_reserve_assets/data.htm)>

外国為替資金特別会計の外貨建資産の内訳及び運用収入の内訳等

<[http://www.mof.go.jp/international\\_policy/reference/gaitametokkai/index.htm](http://www.mof.go.jp/international_policy/reference/gaitametokkai/index.htm)>

外国為替平衡操作実施状況

<[http://www.mof.go.jp/international\\_policy/reference/feio/data.htm](http://www.mof.go.jp/international_policy/reference/feio/data.htm)>

オフショア勘定残高

<[http://www.mof.go.jp/international\\_policy/reference/offshore/data.htm](http://www.mof.go.jp/international_policy/reference/offshore/data.htm)>

対外及び対内証券売買契約等の状況

<[http://www.mof.go.jp/international\\_policy/reference/itn\\_transactions\\_in\\_securities/data.htm](http://www.mof.go.jp/international_policy/reference/itn_transactions_in_securities/data.htm)>

#### (新) ◎業績指標 6-1-2 : 国際収支統計の移行に向けた準備作業の実施

作業項目	平成24年度 実施
改正省令に基づく新報告様式等に係る記載要領の作成・公表 (注)	○
改正省令別表第 1 (国際収支項目番号) に係る解説資料の作成・公表 (注)	○
関連HPにおける省令改正を踏まえたQ&Aの拡充	平成25年度 に実施
新国際収支統計の定義・見方等を取りまとめた解説資料の作成・公表	

(注) 公表は平成25年4月。

#### ② 外国為替資金特別会計（外為特会）の状況

外為特会の保有する外貨資産に関しては、「安全性及び流動性に最大限留意した運用を行うこととし、この制約の範囲内で可能な限り収益性を追求する」（「外国為替資金特別会計が保有する外貨資産に関する運用に関して」（平成17年4月4日））との考え方の下、国債、政府機関債及び国際機関債等の債券や預金等によって運用しています。

平成24年度は、平成23年度と比較して、米国の金利が低下（2年債：0.26%（平成24年度平均）←0.34%（平成23年度平均）、5年債：0.73%←1.20%）したこと等から、外為特会の運用収入は2.1兆円に減少すると見込まれています（平成23年度（決算）：2.4兆円）。

外為特会の剰余金は、外貨建て資産と円建ての政府短期証券の金利差（内外金利差）から生じるものですが、この内外金利差は、インフレ率の見通しの差等を背景としており、インフレ率のより高い国の通貨（ドル）の価値は、インフレ率のより低い国の通貨（円）との関係では、長期的に下落する傾向にあるため、外貨資産には、将来的に、外国通貨の減価（ドル安）による為替差損等が発生するリスクがあります。特別会計に関する法律においては、外為特会の剰余金に関して、外国為替相場の変動、市場金利の変動等の要因を勘案し、同会計の健全な運営を確保するために必要な金額を、積立金として積み立てるとともに、予算で定めるところにより、一般会計に繰り入れることができることとされています。

外為特会の積立金が中長期的な必要水準（保有外貨資産の約30%）に達していないことから、当分の間、剰余金の一部を外為特会に留保し、積立金の保有外貨資産に対する割合を中長期的な必要水準に向け高めていくことを基本としているところです。

平成22年10月には、同会計の財務の健全性を確保する観点から、毎年度の剰余金の一般会計繰入ルールを定め、公表しました。この一般会計繰入ルールを踏まえ、平成25年度予算においては、一般会計の極めて厳しい財政状況に最大限配慮し、平成24年度の剰余金見込額2.20兆円のうち0.21兆円を積み立て、残りの1.9兆円を一般会計に繰り入れることとしました。これにより、これまでの外為特会から一般会計への繰入累計額は35.3兆円となる見込みです。

#### ○参考指標 6-1-2：外貨準備動向

（単位：百万ドル）

	平成20年度末	21年度末	22年度末	23年度末	24年度末
外貨準備高	1,018,549	1,042,715	1,116,025	1,288,703	1,254,356

（出所）財務省「外貨準備等の状況」

([http://www.mof.go.jp/international\\_policy/reference/official\\_reserve\\_assets/data.htm](http://www.mof.go.jp/international_policy/reference/official_reserve_assets/data.htm))

(参考1) 米独の金利動向



## (参考2) 外為特会の保有する外貨資産の状況

(詳細は財務省ホームページ ([http://www.mof.go.jp/international\\_policy/reference/gaitametokkai/index.htm](http://www.mof.go.jp/international_policy/reference/gaitametokkai/index.htm)) 参照)

## ①運用資産利回り

	平成20年度	21年度	22年度	23年度
運用資産利回り	3.69%	3.08%	3.13%	2.66%

## ②外貨証券の満期別構成

満期	平成23年度末残高
1年以下	11.1兆円 (12.9%)
1年超5年以下	50.8兆円 (58.8%)
5年超	24.4兆円 (28.3%)
合計	86.4兆円 (100.0%)

## ③外貨証券の国債・非国債の構成割合

銘柄	平成23年度末残高
国債	64.4兆円 (74.6%)
国債以外の証券	22.0兆円 (25.4%)
合計	86.4兆円 (100.0%)

(注) 時価ベース。円建て換算は、特別会計に関する法律第79条の規定に基づき、年度末の基準外国為替相場等により行っている。

## (参考3) 財務省ホームページにおける積立金に関する説明(平成23年度決算)

([http://www.mof.go.jp/about\\_mof/mof\\_budget/special\\_account/gaitame/2011account.htm](http://www.mof.go.jp/about_mof/mof_budget/special_account/gaitame/2011account.htm))

## (積立金の目的)

「特別会計に関する法律」第80条第1項の規定により、外国為替相場の変動、市場金利の変動その他の要因を勘案し、外国為替資金特別会計の健全な運営を確保するために必要な金額を積立金として積み立てることとしている。

## (積立金の水準)

積立金に必要な金額としては、外国為替相場や市場金利の変動等があっても、保有外貨資産に発生する評価損を概ね下回らない水準であるところの保有外貨資産の100分の30が目安となり、中長期的にはこの水準まで積み立てることが望ましい。

## ④ 施策 6-1-2 : 国際金融システムの安定に向けた制度強化に関する国際的な取組への参画

## [平成24年度実施計画]

## ① 国際金融システムの安定

平成19年以降、国際金融市場において取引される資金量の急増、金融取引技術の飛躍的な進歩

を背景に、大規模で周辺国にも波及効果があるような金融危機が発生するなど、様々な国際金融システムの不安定要因が顕在化しました。特に、平成20年秋以降には、国際金融市場の混乱が信用収縮等を通じて实体经济に悪影響を及ぼし、世界的な景気後退を発生させました。また、平成23年夏ごろから、欧州の政府債務問題が深刻化し、ギリシャ等ユーロ圏周辺国の国債金利の高騰などの問題がイタリア・スペインへと波及するなど、金融市場が不安定化するとともに、経済の先行きへの不透明感が拡大しました。アジア等新興市場国の一部においては、欧州等先進国の状況を受けて、経済成長の減速や資金の引揚げへの懸念が高まっています。こうした中、強固で持続可能かつ均衡ある世界経済の成長を生み出すために、G20、G7等の枠組みを通じ、各国と一層協働して国際金融システムの安定に向けた取組を進めていきます。

## ② IMF改革

平成20年秋の金融危機発生以降、IMFは、加盟国が危機から脱却する上で極めて重要な役割を果たしてきました。また、平成21年4月のロンドン・サミットにおいてIMFの資金基盤の3倍増が合意されたほか、危機予防目的の多額の資金支援を可能にする新たな予防的融資制度（フレキシブル・クレジット・ライン、予防的クレジット・ライン）の創設、特に金融セクター向けのサーベイランスの強化など、その機能は大幅に強化されました。さらに、平成23年11月のカンヌ・サミットでは、予防的クレジット・ラインを改善し、予防・流動性ラインとすることが合意されました。我が国は、平成20年11月に他国に先駆けてIMFへの1,000億ドルの融資を表明しIMF資金基盤の拡充に向けた議論を主導したり、予防的融資制度の改善に関する提案を行いIMF融資制度改革の議論を主導するなど、IMFの機能強化に積極的に貢献してきました。

クォータ（出資割当額）の見直しやガバナンスの強化を含む包括的なIMF改革についても議論が進められ、平成22年12月、IMFの総務会でクォータの倍増と新興国・途上国のシェア（投票権）の上昇を主な内容とする決議が採択されました。現在各国はこの決議を発効させるための国内手続を進めており、我が国は加盟国中最初に増資への同意通告を行いました。また、IMFが真にグローバルな機関として、その役割を果たすためには、スタッフの多様性確保が重要であり、我が国においても、日本人スタッフの増加のために努力を続けていきます。

また、欧州における政府債務危機の拡大を受け、IMFの資金基盤について改めて議論が行われており、平成23年11月のカンヌ・サミットでは、IMFが加盟国全体の利益となるよう、その責任を果たすために十分な資金基盤を持ち続けることが合意されております。我が国は、IMFに対する世界第2位の出資国としての責任ある立場から、こうしたIMFの課題への議論に積極的に参画し、IMFの更なる機能強化に取り組んで参ります。

以上のような、G20、G7、IMF等における議論へ積極的に参画することを通じて、国際金融システムの安定化を目指していくことは極めて重要です。G20サミットは、平成20年秋の金融危機発生による混乱が实体经济にまで波及し、世界経済の先行きに対する懸念が急速に高まる中で、新興国を含めた枠組みによって対応を議論する必要性が認識されて発足したものであり、国際経済協力に関する第一のフォーラムとされています。G7も、例えば、平成23年3月の東日本大震災や同年夏以降の欧州政府債務問題の深刻化による金融市場の不安定化に際して、緊密に連絡を取りつつ対応を協議してきました。また、IMFは、危機予防目的の資金支援等に加え、加盟国へのサーベイランスの一層の強化やG20、G7への技術的なインプットを期待されています。我が国は、国際金融システムの安定化に向けて、これらの議論に積極的に参画していきます。

## [事務運営の報告]

### ① 国際金融システムの安定

我が国は、G20、G7等の枠組みを通じて、金融危機への対応、危機後の世界経済の体制強化に関しての議論に積極的に参画しました。

#### イ G20サミット等への参画を通じた取組

IMF資金基盤強化に関して、我が国は、G20での合意に向けた流れを作るため、会合前の平成24年4月17日に非ユーロ圏の国として先頭を切る形でIMFに対し600億ドルの融資枠の貢献を行う方針を表明し、各国に対して日本の後に続いて貢献を表明するよう促してきました。その後、短期間に多くの国が我が国に呼応して貢献を表

明し、同会合において、4300億ドルを上回る確実なコミットメントという、市場を安心させることができる規模の資金基盤強化に合意できました。これは、IMF・G20にとって大きな成果となり、合意形成に大きな役割を果たした我が国に対し、IMFをはじめ各国から高い評価が示されました。

6月18日、19日に開催されたG20ロスカボス・サミットでは、欧州債務問題への対応や、経済成長と財政健全化の両立といった現下の世界経済の最重要課題を中心に、活発な議論が行われました。また、IMF資金基盤強化に関して、中国、インド、ブラジル、ロシアを含め多くの国から具体的な貢献額の表明があり、最終的な資金基盤強化の総額は、同年10月のIMF・世界銀行年次総会において、約4,610億ドルとなりました。

11月4日、5日にメキシコ・メキシコシティにて開催されたG20では、欧州債務問題や米国の財政の崖の問題が世界経済の下方リスクとして注目され、これらを巡り活発な議論が行われました。また、為替に関して、我が国から円高に対する強い懸念などをしっかりと説明した結果、G20として、「為替レートの無秩序な動きは経済及び金融の安定に対して悪影響を与える」との認識を改めて確認することができました。

平成25年2月15日、16日に、ロシア・モスクワにて開催されたG20は、平成24年12月に成立した日本の新政権の経済政策に対し、各国から高い関心が示される中での開催となりました。こうした中、世界経済に関して議論するセッションでは、我が国から、日本の新政権が「大胆な金融政策」、「機動的な財政政策」、「民間投資を喚起する成長戦略」という「三本の矢」を同時に推進することで日本経済の再生に取り組んでいることを説明しました。また、金融緩和等の政策はデフレ不況からの脱却を目的とするものであり、これを着実に実施して日本経済を再生されることは世界経済にも良い影響をもたらすことも説明しました。合意されたコミュニケでは、日本の政策を含めて、足元では先進国・地域の経済政策が、世界経済や金融市場に良い影響を与えているとの認識が示されています。

#### □ G7（7か国財務大臣・中央銀行総裁会議）への参画を通じた取組

平成24年度は、対面会合としては、平成24年4月19日、G20会合の開催前に、ワシントンDCにおいて、G7財務大臣・中央銀行総裁会議（G7）が開催されました。また、10月11日には、IMF・世界銀行年次総会の際に、東京にてG7が開催されました。G20がコミュニケを作成しフォーマルな議論を行う場としての性格を強めているのに対し、G7は、主要な金融市場を持つ国々が率直な意見交換を行う場としての役割を強めていることから、コミュニケの採択は行われませんでした。世界経済・金融情勢などに関して有意義な意見交換が行われました。

こうした対面会合とは別に、その時々々の経済・金融情勢に応じ、G7では電話会議での意見交換や声明の発出も行っています。平成24年6月には、ユーロ圏によるスペイン支援の発表を歓迎する声明、及びギリシャ選挙結果に関する声明を発出しました。8月には石油価格の高騰が世界経済にもたらすリスクを鑑み、石油価格の上昇への警戒を示す声明を発出しました。また、平成25年2月には、モスクワで開催されるG20

---

に先立ち、G7としての統一的な考え方を示す観点から、G7声明を発出しました。このG7声明では、日本を含むG7各国の財政・金融政策が、為替レートではなく、これまでも日本における長引くデフレからの早期脱却など国内目的を達成することに向けられてきていること、今後もそうしていくことを確認するとともに、「為替レートは市場において決定されるべき」、「為替市場における行動に関して緊密に協議すべき」といった従来からのコミットメントが再確認されています。

## ② IMF改革

平成20年秋の金融・世界経済危機後、IMFは、主に危機予防を目的とした新たな融資制度の創設及び改善、資金基盤強化を行ってきました。

資金基盤増強に関して、我が国は、欧州政府債務危機等を受けた追加的な資金基盤強化の必要性に関するG20やIMF理事会等での議論に積極的に貢献し、上記①イの通り、平成24年4月には、IMFに対する600億ドルの融資枠の設定による資金貢献を行う方針を表明し、同年10月に融資契約の署名を行いました。

我が国は、IMFの低所得国支援にも積極的に貢献しており、平成23年9月の国際通貨金融委員会（IMFC）において、IMFの低所得国向け融資のための信託基金（PRGT：Poverty Reduction and Growth Trust）に、利子補給金として平成26年までに2,880万SDR（約40億円）を追加貢献することを表明し、平成24年度の約9億円を含め、これまでに約19億円の貢献を行いました。また、平成24年2月のIMF理事会での決定に基づき、PRGTへの貢献を前提に加盟各国に配分された、IMFが保有する金売却益の一部（総額7億SDR（約966億円））に関して、我が国への配分額（約55億円）を平成24年度の補正予算で措置し、平成25年3月にPRGTへの貢献を行いました。さらに、IMFが保有する残りの金売却益（総額17.5億SDR（約2,415億円））に関しても、平成24年9月のIMF理事会での決定に基づき、平成24年10月のIMFCにおいて、我が国への配分額（約159億円）をPRGTに貢献することを表明しました。

IMFの組織のあり方に関しては、IMFの正当性、有効性、信頼性を高めるために、IMFスタッフの出身地域、学業・職業の経歴等多様性を改善する必要があることに加え、日本から人材面でも貢献を行う準備があることを国際通貨金融委員会（IMFC）等の場で主張してきました。

最後に、我が国は、IMFの機能強化等の議論にも積極的に参画しました。IMFのサーベイランス（政策監視）の枠組みの見直しに関しては、我が国は、世界経済・金融の相互関連性の高まりや一国の政策が他国に及ぼす波及効果の増大といった世界経済の現状を踏まえ、サーベイランスの範囲を拡大することがIMFの正当性の向上にも資するとの主張を、IMF理事会等の場で行ってきました。こうした我が国の主張も踏まえ、IMFは、平成24年7月、バイ及びマルチのサーベイランス双方をカバーする「統合サーベイランス決定」を採択し、マルチ・サーベイランスの実施をIMFに対する協定上の義務として位置付け、IMFが各国との4条協定をバイのみならずマルチ・サーベイランスのための手段として活用することによって、国際収支や為替レートに直接的に影響を与えない国内政策やスピルオーバーの分析の強化を行うことなどに関して合意され

ました。「統合サーベイランス決定」は平成25年1月に発効しました。

### ○参考指標 6-1-3：IMFへの主要国出資（平成24年3月第2段階特別増資発効後）

国名	出資額（億SDR）	シェア（%）
米	421.2	17.69
日	156.3	6.56
独	145.7	6.12
英	107.4	4.51
仏	107.4	4.51

（出所）IMF公表統計等

（注）SDR（Special Drawing Right）は、金やドル等の既存の準備資産を補完するための公的準備資産として創設されたもの。1SDR＝約1.50米ドル＝約141円（平成25年3月28日現在）

### ○参考指標 6-1-4：IMFの活動状況（日本人幹部職員数等を含む）

IMFの融資状況（平成25年3月末現在）（単位：億SDR）

一般資金勘定融資残高（借入国：35か国）	905.1
譲許的融資残高（借入国：63か国）	58.4

（出所）IMFホームページ（<http://www.imf.org>）

### IMFにおける日本人職員数等

	平成21年4月	22年4月	23年4月	24年4月	25年1月
日本人職員数	41(13)	48(18)	53(19)	57(19)	61(22)
日本人幹部職員数	10	10	9	9	10
日本人比率	1.70%	2.01%	2.17%	2.28%	2.43%

（出所）IMF公表統計等

（注1）（ ）内は女性職員数。

（注2）日本人幹部職員数は、審議役以上を指す。

（注3）マネジメントを含む。

### ③ 二国間における情報交換・意見交換の取組

上記のような多国間の国際会議に向けて主要国との意見の調整を図り、また、特定の国との間の個別的な問題に対処するため、主要国財務省との間で国際金融システムの安定に必要なマクロ経済・財政政策に関して二国間で情報・意見交換を行い、緊密な連携をとっています。

平成24年度は、欧州債務問題やそれに伴う市場の不安定化などに対して国際的に協調して対応するため、主要国との間で積極的に情報・意見交換を行いました。特に、米国との間では、G20（4月）、IMF・世界銀行年次総会（10月）といった国際会議の際などに、財務大臣会談等を行い、マクロ経済・財政政策等に関して連携を深めました。

## 施策 6-1-3：アジアにおける地域金融協力の推進等

### [平成24年度実施計画]

アジア地域は、底堅い内需により堅調な成長を続けているものの、グローバル経済・金融環境の変化が、地域経済および金融市場へ悪影響を及ぼすリスクが存在します。これらを防止し、地域金融市場の安定を図るため、アジア地域での金融協力を強化することは重要です。平成23年5月に開催されたASEAN+3（日中韓）財務大臣会議では、世界規模で起こりうる危機の伝播の阻止、および金融市場を通じたアジア経済の更なる発展のため、今後の地域金融協力の更なる強化策について議論がされました。

こうした地域金融協力の取組は、施策 6-3-1（アジア経済戦略の推進）に述べるとおり、成長のフロンティアとしてのアジアの活力を取り込んでいく上でますます重要となっています。

#### ① チェンマイ・イニシアティブ及び二国間の金融協力

我が国はこれまで、通貨危機への対処として、危機時に外貨資金（ドル）を相互に融通するためのセーフティネットを構築するチェンマイ・イニシアティブ（平成12年5月開催のASEAN+3蔵相会議にて合意）に基づき、二国間通貨スワップ取極のネットワーク構築を進めてきました。平成21年12月には、チェンマイ・イニシアティブの発動の迅速化・円滑化を図る観点から、二国間通貨スワップ取極のネットワークを一本の契約に基づく仕組みとする、総額1,200億ドルのマルチ化契約を締結し、平成22年3月に発効しました。今後、マルチ化したチェンマイ・イニシアティブについて、規模の増額を含む現行の危機対応機能の強化、及び危機予防機能（平成23年5月開催のASEAN+3財務大臣会議において研究を進めることに合意）の導入について、議論を進めていきます。

こうした金融協力が有効に機能するためには、域内経済情勢や各国の政策課題に関する政策対話を実施・強化していくことが重要です。平成23年4月、域内の経済監視を行う常設機関である「ASEAN+3マクロ経済リサーチ・オフィス（AMRO）」が、シンガポールを本部として活動を開始しました。今後、AMROがその目的を全うするため、その組織や各国との政策対話がさらに充実したものとなるように議論を主導し、域内経済の安定を図っていきます。

さらに、ASEAN+3リサーチ・グループにおいては、アジア域内の民間研究機関の知見を活用し、更なる地域金融協力の中長期的な課題について、学術的な観点から研究を実施しています。平成23年から24年にかけては、ASEAN+3財務大臣会議の合意に基づき、「ASEAN+3地域の金融システムにおける銀行セクターの役割と機能」等の研究を行っており、これらの研究についても、我が国は引き続き積極的に参加・貢献していきます。

平成23年には、こうしたASEAN+3におけるマルチの地域協力の枠組みに加え、欧州のソブリン問題等世界経済が不安定な中、金融市場の安定のため、韓国及びインドとの二国間通貨スワップ取極の拡充に合意しました。また、日中韓財務大臣会議や日中、日韓二国間の財務対話を開催するなど、日中韓の政策対話を引き続き積極的に実施していきます。今後も、金融市場の安定のため、マルチ及びバイの場を通じ、適切に対応してまいります。

#### ② アジア債券市場育成イニシアティブ

アジア債券市場育成イニシアティブは、平成15年8月開催のASEAN+3財務大臣会議にて合意・開始され、域内債券市場の発展に向けて、現地通貨建て債券の発行・需要の促進や、規制枠組み・債券市場関連インフラの改善に取り組んでいます。本イニシアティブは、アジアの安定的な成長に向けて、域内の貯蓄を域内の投資につなげるものとして、成長戦略を進める上でも重要となっています。

本イニシアティブによって、これまで域内現地通貨建て債券の発行体や債券の種類が多様化する等、既に多くの成果が実現しており、平成14年末と比べ、ASEAN+3の現地通貨建て債券市場の規模は約5倍に拡大しています。

アジア債券市場の更なる発展のためには、本イニシアティブを強化していくことが重要です。こうした観点から、平成23年5月開催のASEAN+3財務大臣会議にて、域内の著しい経済的発展に鑑み、本イニシアティブの更なる改善・強化策について検討を進めることに合意しました。アジア域内で活動する日系企業の資金調達円滑化の観点からも、アジア債券市場の更なる発展は重要であり、我が国は、本イニシアティブに引き続き積極的に参加・貢献していきます。

#### ③ アジアと連携した我が国の金融・資本市場の活性化

我が国の金融・資本市場の活性化は、経済発展の基盤となる金融インフラを提供するとともに、様々な投資主体の間におけるリスクの適切な分配を促すことを通じ、内外の企業等への成長資金を供給し、家計部門への適切な投資機会を提供するとともに、日本の金融機関のビジネス・チャンスの拡大等に繋がることが期待されるものです。また、我が国市場の活性化を通じて、アジア

を中心に円の国際的な利用が図られることとなれば、日本経済全体としても為替変動の影響を受けにくくなるということも期待できます。

地域金融協力への取組は、我が国金融・資本市場の活性化にもつながるものです。平成23年12月には、日中首脳間で日中金融協力の強化について合意され、両国間の金融取引や両国の金融市場の発展に向けた議論等が今後進められる予定です。アジア債券市場育成イニシアティブでは、東京プロボンド市場の活用による東京市場の更なる活性化を通じ、アジア債券市場の発展を促進することなども議論されています。

アジア経済との連携が一層深まる中、財務省は、アジアとの関係も視野に入れつつ、我が国の金融・資本市場の活性化に資する取組を継続していきます。

### [事務運営の報告]

アジア地域は平成20年以降の金融危機からいち早く回復しましたが、平成22年秋以降、海外からの資本流入急増やインフレの上昇への対応が新たな政策課題となるなど、グローバル及び地域における経済情勢を踏まえつつ、域内の金融市場の安定と持続的な成長を図ることが引き続き重要です。我が国はASEAN+3（日中韓）財務大臣プロセスにおいて、地域金融協力の推進において積極的に取り組みました。

#### ① ASEAN+3等における地域金融協力の取組

##### イ チェンマイ・イニシアティブの推進

平成24年5月開催のASEAN+3財務大臣・中央銀行総裁会議において、チェンマイ・イニシアティブに関しては、その有効性を高めるべく、規模の増額を含む現行の危機対応機能の強化、及び危機予防機能を柱とする強化策に合意しました。また、域内の経済監視を行う常設機関であるASEAN+3マクロ経済リサーチ・オフィス（AMRO）に関して、更なる組織強化の検討及び国際機関化に向けた準備の加速に合意しました。

#### ○参考指標 6-1-5：強化後のチェンマイ・イニシアティブのマルチ化における各国の貢献額と買入可能総額

		貢献額 (億ドル)		貢献割合 (%)		借入乗数	借入可能総額 (億ドル)
<b>日中韓</b>		<b>1,920.0</b>		<b>80.00</b>			<b>1,173.0</b>
中国	中国 (香港除く)	768.0	684.0	32.00	28.50	0.5	342.0
	香港		84.0		3.50		
日本		768.0		32.00		0.5	384.0
韓国		384.0		16.00		1	384.0
<b>ASEAN</b>		<b>480.0</b>		<b>20.00</b>			<b>1262.0</b>
インドネシア		91.04		3.793		2.5	227.6
タイ		91.04		3.793		2.5	227.6
マレーシア		91.04		3.793		2.5	227.6

シンガポール	91.04	3.793	2.5	227.6
フィリピン	91.04	3.793	2.5	227.6
ベトナム	20.0	0.833	5	100.0
カンボジア	2.4	0.100	5	12.0
ミャンマー	1.2	0.050	5	6.0
ブルネイ	0.6	0.025	5	3.0
ラオス	0.6	0.025	5	3.0
<b>合計</b>	<b>2,400.0</b>	<b>100.00</b>		<b>2,435.0</b>

(出所) 国際局地域協力課調 (平成24年5月時点)

## ロ アジアの債券市場育成

アジア債券市場育成イニシアティブ (ABMI) では、アジア域内企業の社債に保証を供与し、域内債券市場の育成に貢献する「信用保証・投資ファシリティ (CGIF)」に関して、保証案件の組成に向けた作業を進めました。

また、ASEAN+3債券市場フォーラム (ABMF) では、ASEAN+3域内のクロスボーダー債券取引の障害となっている各国の規制、市場慣行に関する情報収集、並びに取引慣行及び決済上のメッセージ・フォーマットの調和化に向けた検討課題に関して調査を行い、平成24年4月には、包括的な「ASEAN+3債券市場ガイド」を公表しました。

## ハ ASEAN+3リサーチ・グループ

ASEAN+3各国政府・中央銀行関係者及び民間の研究者・研究機関から構成される「リサーチ・グループ」では、中長期的な地域金融協力の更なる強化のための研究の実施及びその報告を行っています。平成24年度は、我が国と韓国の共同提案により、「格付け機関に関する国際的な議論及びASEAN+3域内における地域の格付け能力の強化のためのインフラの向上」に関する様々な調査・研究を進めました。

## 二 将来の地域金融協力の優先課題の研究

ASEAN+3では、地域金融協力の将来の優先課題の一つとして、災害リスク保険に関する研究が行われており、我が国はリード国として研究・議論を主導しました。災害リスク保険の分野では、平成25年1月、我が国は、世界銀行等と協力の上、太平洋島嶼(とうしょ)国5か国 (サモア、ソロモン諸島、トンガ、バヌアツ、マーシャル諸島) を対象とした太平洋自然災害リスク保険のパイロット・プログラムを開始しました。

### ② 日中韓の枠組みにおける地域金融協力の取組

平成24年5月に日中韓財務大臣会議を開催し、地域及び3か国の経済情勢に関する意見交換を行った他、地域金融協力に3か国が引き続き緊密に協力していくことを再確

認しました。

### ③ APECの枠組みにおける地域金融協力の取組

平成24年8月のAPEC財務大臣会合（ロシア、モスクワ）において、「協調的自主的な行動」と「開かれた地域協力」とのAPECの特色を踏まえつつ、金融リテラシーの向上や自然災害の影響に対応するための財政上・金融上の方策等、アジア・太平洋地域における経済・金融分野の協力に関して議論を行いました。

### ④ 二国間における情報交換・意見交換等

国際的な金融危機による諸課題に対応し、アジア地域の経済回復を確かなものとするため、アジア各国当局と緊密に情報交換・意見交換を行いました。

韓国及び中国との間では、財務対話を開催し、世界・地域経済、両国の経済、両国・両省間の協力等の議題に関して意見交換を行いました。

また、インドとの間では、総額150億ドルの二国間日印通貨スワップ取極を平成24年12月に締結しました。平成23年12月に日中首脳間で合意された日中金融協力の強化に関しては、平成24年6月、東京市場と上海市場で円と人民元の直接交換取引が開始されました。さらに、ASEAN諸国等との二国間の金融協力強化の検討を開始しました。

## (新) ○参考指標 6-1-6：アジア諸国との二国間通貨スワップ取極の締結状況

### アジア諸国との二国間通貨スワップ取極（平成25年3月現在）

	危機型 (チェンマイ・イニシアティブに基づく二国間通貨スワップ(注1))		
	韓国	インドネシア	フィリピン
契約当事者	日本財務省と 韓国銀行	日本財務省と インドネシア銀行	日本財務省と フィリピン中央銀行
双方向or片方向	双方向	片方向	双方向
使用通貨	米ドル⇄本国通貨	米ドル⇄ルピア	米ドル⇄本国通貨
スワップ額	日→韓：100億ドル	日→尼：120億ドル	日→比：60億ドル
	韓→日：50億ドル		比→日：5億ドル
備考	・全額を引き出すには、IMFプログラムの存在が必要（IMFプログラムがない場合（デリンク割合）は20%まで）		

	インド	平時型	
		中国	韓国
契約当事者	日本財務省と インド準備銀行	日本銀行と 中国人民銀行	日本銀行と 韓国銀行
双方向or片方向	双方向	双方向	双方向
使用通貨	米ドル⇄本国通貨	円⇄人民元	円⇄韓国ウォン

スワップ額	日→印：150億ドル	日→中：30億 <sup>ドル</sup> 相当	日→韓：30億 <sup>ドル</sup> 相当
	印→日：150億ドル	中→日：30億 <sup>ドル</sup> 相当	韓→日：30億 <sup>ドル</sup> 相当
備考	・全額を引き出すには、IMFプログラムの存在が必要（IMFプログラムがない場合（デリンク割合）は20%まで）		・2011年10月～2012年10月末まで30億 <sup>ドル</sup> 相当から300億 <sup>ドル</sup> 相当に増額。

(注1) 韓国、インドネシア、フィリピンとの通貨スワップは、CMIMを補完するものとして存在。

(注2) 平時型、及びインドとの通貨スワップは、CMIMとは別途締結されているもの。

#### ⑤ 我が国の金融・資本市場の活性化

外国政府等の東京市場での円建外債（サムライ債）発行を後押しし我が国の金融・資本市場の活性化を図るため、平成24年度においては、JBICの保証機能等を活用して、サムライ債に対する保証を3件（発行額計1,700億円のうち元本全額及び利息の一部を保証）、一部取得を1件（発行額計800億円のうち一部を取得）実施する等の措置を講じました。

#### ○参考指標 6-1-7：JBICによるサムライ債発行支援の実績（平成24年度）

（単位：百万円）

	国名	発行人	サムライ債発行額
一部取得	メキシコ	メキシコ政府	80,000
保証	カタール	カタール国営石油公社	85,000
保証	インドネシア	インドネシア政府	60,000
保証	チュニジア	チュニジア中央銀行	25,000

（出所）国際協力銀行調

#### 施策 6-1-4：北朝鮮・イランの核開発等に係る問題への対策及びテロ資金や大量破壊兵器の拡散に関連する資金等による国際金融システムの濫用への対応

##### [平成24年度実施計画]

国際社会の平和と安全を脅かすテロリストの活動、及び現在の核不拡散体制に対する大きな脅威である北朝鮮やイランの核開発問題は国際社会全体の課題です。これらに対処するため、資金面からのアプローチ、すなわち、テロ資金や大量破壊兵器の拡散に関連した資金が国際金融システムを濫用する形で移転していくことを防止することも必要となっています。

このような観点から、財務省としては、国連安保理決議等を踏まえ、外為法に基づき、様々な制裁措置を講じてきました。具体的には、北朝鮮のミサイル・大量破壊兵器計画及びイランの核活動等に関し、制裁対象者に対する資産凍結等措置や資金移転防止措置を講じてきています。特に、イランの核活動に関しては、累次の国連安保理決議に基づく措置に加え、平成22年6月の国連安保理決議第1929号に付随する措置として、資産凍結等対象者の追加や資産凍結等措置によるコルレス関係の停止等の措置を実施しています。今後も、関係各国や関係省庁、金融機関等との連携を密にし、これら措置の着実な実施を図ります。

また、上記資産凍結等措置の実効性を担保する上で、外国送金等の外国為替業務に係る取引について、外為法等の規定が遵守されているかの確認を目的とした金融機関等に対する外国為替検査を実施します。平成23年6月には、外為法及び犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下外為法等）に関する検査の項目を定めた外国為替検査マニュアルを改正し、資金決済に関する法律（平成22年4月施行）により、外国送金を取り扱うこととなった資金移動業者に対しても外為法の義務が

かかることについて明記し、検査内容の強化・充実を図っています。なお、当該改正については、金融機関等に対する説明会を実施し、内容の周知に努めています。また、同マニュアルでは、特に北朝鮮やイランに対する措置への対応等を重点項目としており、今後も、金融機関等における外為法等の遵守体制の整備・強化を図っていきます。

さらに、国際社会と協調して、資金洗浄・テロ資金対策に関するFATF（金融活動作業部会）勧告の実施等を進めていきます。平成20年10月に公表された我が国のFATF勧告実施状況に関する対日相互審査の結果については、審査団からの指摘事項を踏まえて、平成22年10月から平成25年2月に第5回のフォローアップ報告書を提出しました。次回報告は平成25年6月に予定されており、引き続き関係省庁と協力して必要な対応を進めていきます。

### 〔事務運営の報告〕

平成24年度も、国際社会と協調してテロの脅威と闘うため、資金洗浄及びテロ資金対策の強化を図るために様々な取組を進めました。また、資金洗浄・テロ資金対策に関する国際基準の遵守状況の確認を目的としたFATF（Financial Action Task Force：金融活動作業部会）の対日相互審査報告書の結果を踏まえ、平成24年6月、平成24年10月、平成25年2月にフォローアップ報告が議論されました。

タリバーン関係者等や大量破壊兵器等の開発に関与する者等に対しては、安保理決議に基づき、資産凍結等の措置を行いました。

また、イランに関しては、国際的な制裁を踏まえつつ、関係省庁及び関係国と連携して米国から国防授權法の例外規定の適用延長を受けるなど、適切に対処しました。

北朝鮮の核関連計画等に関与する者に対しては、新たな安保理決議に基づき、資産凍結等の措置を行うとともに、北朝鮮に対する金融制裁につき、日米財務省間で、緊密に連携しました。

#### ① 国際社会における資金洗浄、テロ資金対策及び大量破壊兵器拡散防止策

我が国は、資金洗浄、テロ資金対策及び大量破壊兵器拡散防止策に係る取組に関して、FATFのメンバーとして、その活動に積極的に参画しました。その一環として、G20ロンドン・サミット及びG20ピッツバーグ・サミットでのG20諸国等の要請を受け、平成22年2月以降、資金洗浄・テロ資金供与対策に非協力的な国・地域を特定し、公表しています。また、FATFの第4次相互審査準備を含む、国際基準の改善とその世界的な履行のための活動に積極的に参画しました。

#### ② 我が国としての資金洗浄、テロ資金対策及び大量破壊兵器拡散防止策等

我が国は資金洗浄、テロ資金対策及び大量破壊兵器拡散防止策等として、以下に挙げる資産凍結措置等、FATFの勧告の要請する措置及び金融機関等に対する外国為替検査を実施しました。

##### イ 資産凍結措置等

###### （a）タリバーン関係者等

国連安保理において、各国に対しタリバーン関係者その他のテロリスト等に対する資産凍結等の措置を講ずることを求める諸決議が採択され、我が国もこれまで、これらの決議に基づき、タリバーン関係者その他のテロリスト等に対し、平成13年

9月以降、累次にわたって資産凍結等の措置を講じてきました。

平成24年度末時点で資産凍結等の措置の対象に指定されているタリバーン関係者その他のテロリスト等は計455個人・団体です。

#### (b) 北朝鮮

北朝鮮に関しては、平成18年9月以降の累次の国連安保理決議に基づき、核関連等計画に関与する者に対する資産凍結等の措置等を実施しています。平成24年12月の北朝鮮によるミサイル発射を受けて採択された安保理決議2087号に基づき、平成25年2月、当該対象者に対する資産凍結等の措置を実施しました。平成24年度末時点で北朝鮮関連の資産凍結等の措置の対象者は26個人・団体です。

また、経済産業省において、外為法に基づき北朝鮮との間の輸出入を全面的に禁止していますが（輸入禁止：平成18年10月から。輸出禁止：平成21年6月から。）、財務省においては、金融機関に対して、輸入代金等の決済が行われないよう確認の徹底を要請しているところです。

#### (c) イラン

イランに関しては、平成19年2月以降、累次の国連安保理決議に基づき、核開発等に関与する者に対する資産凍結等の措置を講じているほか、核開発等に寄与し得る者として指定されたイランの銀行に関して、資産凍結を通じたコルレス関係の停止等の措置を実施しています。平成24年度末時点でイラン関連の資産凍結等の措置の対象者は359個人・団体です。

○参考指標 6-1-8：テロリスト等に対する我が国による資産凍結措置対象者数

	資産凍結対象	
	追 加	解 除
平成13年度	299個人・団体	6 団体
14年度	72個人・団体	7 個人・団体
15年度	86個人・団体	—
16年度	29個人・団体	1 個人
17年度	38個人・団体	3 個人
18年度	15個人・団体	1 個人
19年度	11個人	15個人・団体
20年度	29個人・団体	12個人・団体
21年度	10個人・団体	15個人・団体
22年度	21個人・団体	35個人・団体
23年度	17個人・団体	34個人・団体
24年度	30個人・団体	73個人・団体
小 計	657個人・団体	202個人・団体
累 計	455個人・団体	

(出所) 国際局調査課外国為替室調

## ロ F A T F 勧告の実施

資金洗浄・テロ資金供与対策に関する国際基準の遵守状況の確認を目的としたF A T Fの対日相互審査報告書の結果を踏まえ、平成24年6月、平成24年10月、平成25年2月にフォローアップ報告が議論されました。今後平成25年6月に予定されている第6回フォローアップ報告に向け、関係省庁と局長級会合を開催するなど、政府全体として必要な対応を進めていきます。

## ハ 外国為替検査の実施等

資産凍結等経済制裁措置に係る外為法等の遵守を確保するため、国際局調査課為替実査室及び各財務局において、「外国為替検査マニュアル」<sup>(注)</sup>に従い、外国為替検査を行っており、平成24年度は計149の金融機関等を対象としました。平成24年度は特に、北朝鮮やイランに対する措置への対応等を検査の重点項目としました。

(注) 同マニュアルには、①外為法令等遵守のための内部管理体制は整備されているか、②資産凍結等経済制裁に関する外為法令の遵守状況はどうか、③金融機関等の本人確認義務等に関する外為法令等の遵守状況はどうか、④特別国際金融取引勘定の経理等に関する外為法令の遵守状況はどうか、⑤両替業務に係る疑わしい取引の届出義務等に関する犯罪収益移転防止法令の遵守状況はどうか、⑥外国為替取引に係る通知義務に関する犯罪収益移転防止法令の遵守状況はどうか等を確認するためのチェックリストが定められています。

### ○参考指標 6-1-9：外国為替検査の実施状況

(単位：件、人日)

	検査実施件数				
	平成20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
都市銀行 信託銀行	1	5	7	4	4
在日外国銀行 外資系信託銀行	13	22	16	18	23
地方銀行	51	38	29	37	41
信用金庫	52	92	80	48	44
その他金融機関	4	2	10	6	11
資金移動業者	-	-	7	9	8
両替業者	149	9	32	38	18
証券会社	0	0	0	0	0
計	270	168	181	160	149
延べ人日数	1,725	1,642	1,450	1,535	1,617

(出所) 国際局調査課為替実査室調

**政策目標に係る予算額**：平成24年度外国為替資金特別会計予算額：1,288,422百万円

[23年度予算額：1,073,615百万円]

平成24年度においては、政府短期証券の利子の支払に充てるための国債整理基金特別会計への繰入れ等に必要な経費として1,288,422百万円の予算措置を行いました。予算の増要因の主なものは、政府短期証券の利子の支払に充てるための国債整理基金特別会計への繰入れの増加となっています。

## 5. 平成23年度政策評価結果の政策への反映状況

「4. 平成24年度の事務運営の報告」の記載のとおりです。

## 6. 目標を巡る外部要因等の動向

平成23年度末までの為替相場の動向は次のとおりです。

### ○参考指標 6-1-10：為替相場の動向



(出所) Bloomberg（日次、NY終値）より財務省国際局為替市場課作成

	円の最安値	円の最高値	最高値と最安値の変化幅
平成24年度	96円71銭 (25年3月12日)	77円13銭 (24年9月13日)	19円58銭 (20.2%)
23年度	85円53銭 (23年4月6日)	75円32銭 (23年10月31日)	10円21銭 (11.9%)
22年度	94円99銭 (22年5月4日、5日)	76円25銭 (23年3月17日)	18円74銭 (19.7%)



(出所) Bloomberg（日次、NY終値）より財務省国際局為替市場課作成

為替市場では、平成24年2月以降、本邦貿易収支の赤字化、日銀による金融緩和策、第二次ギリシャ支援の進展等を受け、対主要通貨で円売りが優勢となり、ドル円は3月15日に84.18円まで円安方向に推移しました。しかし、その後欧州債務危機の深刻化への懸念を背景に再度円高が進行し、4月末には80円台を割れると、5月～9月上旬にかけては概ね70円台後半で推移しました。9月13日に米連邦公開市場委員会（FOMC）で追加の資産買入措置が決定された後、ドル円は年度中最安値となる77.13円まで円高方向へ推移しました。

10月以降は、日銀による金融緩和や欧州債務危機の懸念後退等を受け、ドル円は3ヶ月ぶりに80円台を回復、その後も、日経平均株価が上昇する中、ドル円は年末にかけて85円近辺まで円安方向へ推移しました。

平成25年1月に入ると、年末を期限とした米国の財政の崖問題が決着したこと、米経済が改善したこと及び日銀による「物価安定の目標（2%）」導入等を背景に、ドル円は90円台まで円安方向へ推移しました。その後、G7声明（平成25年2月12日）において、日本を含むG7各国の財政・金融政策が、為替レートではなく、「国内目的を達成することに向けられてきていること」、「今後もそうしていくこと」を確認するとともに、「為替レートは市場において決定されるべき」、「為替市場における行動に関して緊密に協議すべき」といった従来からのコミットメントが確認されたこと、日銀新総裁人事を巡る金融緩和期待等を背景に、ドル円は3月12日に年度中最高値となる96.71円まで円安方向に推移しました。

### ○参考指標 6-1-11：国際収支動向

#### 国際収支状況

(単位:億円)

	平成20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
経常収支	247,220	126,071	163,382	166,593	76,179
貿易収支	11,591	65,998	64,995	-34,697	速報値5月発表
輸出	677,117	555,669	644,513	626,276	速報値5月発表
輸入	665,527	489,671	579,557	660,973	速報値5月発表
サービス収支	-20,469	-18,185	-12,730	-18,627	速報値5月発表
所得収支	148,239	126,325	126,117	140,070	速報値5月発表
資本収支	-223,531	-173,053	-152,474	-155,636	29,618
直接投資（資産）	-119,306	-60,990	-48,639	-95,892	速報値5月発表
〃（負債）	18,219	7,995	-3,500	1,019	速報値5月発表
証券投資（資産）	-176,609	-102,988	-262,576	-61,439	速報値5月発表
〃（負債）	-79,346	-34,844	191,406	118,688	速報値5月発表
その他投資（ネット）	169,349	35,198	-34,222	50,640	速報値5月発表

(出所) 財務省「国際収支統計」

(注1) 資本収支の「-」は資本の流出（資産の増加、負債の減少）を示す。

(注2) 平成24年度実績値は速報値。25年7月にデータが確定するため、平成25年度実績評価書に掲載予定。

直接投資・証券投資の地域別状況（国際収支ベース）

（単位：億円）

		資産（本邦資本）		負債（外国資本）	
		直接投資	証券投資	直接投資	証券投資
世界	平成23年度	-95,892	-61,439	1,019	118,668
	24年度	速報値 5月発表	速報値 5月発表	速報値 5月発表	速報値 5月発表
米国	23年度	-18,026	-21,591	1,307	-97,004
	24年度	速報値 5月発表	速報値 5月発表	速報値 5月発表	速報値 5月発表
EU	23年度	-29,109	10,335	2,332	452,047
	24年度	速報値 5月発表	速報値 5月発表	速報値 5月発表	速報値 5月発表
アジア	23年度	-30,219	-3,655	2,224	-84,641
	24年度	速報値 5月発表	速報値 5月発表	速報値 5月発表	速報値 5月発表

（出所）財務省「国際収支統計」

（注1）「-」は資本の流出（資産の増加、負債の減少）を示す。証券投資は証券貸借取引を除くベース。

（注2）平成24年度実績値は速報値。25年7月にデータが確定するため、平成25年度実績評価書に掲載予定。

国際経済情勢の変動に的確に対応する前提として、その取引の実態を的確に把握するとともに、国境を越える資金の流れに関して市場に正確な情報提供を図るため、国際収支統計等を公表しています。

平成24年度中の経常収支（速報）は4兆2,931億円の黒字となったことから、経常収支の黒字幅は縮小しました。

主要な内訳項目をみていきますと、貿易収支に関しては、-6兆8,947億円の赤字（対前年度比-3兆4,250億円）となりました。

所得収支に関しては、14兆7,245億円の黒字（対前年度比+7,176億円（+5.1(P)％））となりました。配当金・配分済支店収益及び再投資収益の受取増加を主因として直接投資収益が増加したこと等により、所得収支の黒字幅は拡大しました。

次に、資本収支に関して主要な内訳をみていきますと、直接投資（資産）に関しては、本邦企業による海外子会社の増資引受等がみられ、流出超幅が拡大（-10兆506億円の流出超）しました。直接投資（負債）に関しては、海外企業による本邦子会社への追加出資（株式）がみられたこと等から、流入超が継続（1,575億円の流入超）しました。

証券投資（資産、除く証券貸借取引）に関しては、対外株式投資において、銀行等（信託勘定）が売り越しに転じた等から、流入（処分）超（5兆1,048億円の流入超）に転じました。対外中長期債投資において、生命保険会社の買い越し幅が拡大したことや、投資信託委託会社等が買い越しに転じたことから、流出（取得）超幅が拡大（-7兆5,891億円の流出超億円）しました。

一方、証券投資（負債、除く証券貸借取引）に関しては、対内株式投資において、輸送用機器や銀行業などの幅広い業種で買い越しとなり、流入（取得）超（5兆543億円の流入超）に転じました。対内中長期債投資において、中長期国債の買い越し幅が拡大したこと等により、流入（取得）超幅が拡大（3兆5,821億円の流入超）しました。

（[http://www.mof.go.jp/international\\_policy/reference/balance\\_of\\_payments/data.htm](http://www.mof.go.jp/international_policy/reference/balance_of_payments/data.htm)参照）

## ○参考指標 6-1-12：対外資産負債残高（対GDP比を含む）

## 主要国の対外資産負債残高（円ベース比較）

	対外純資産額
日本	296兆3,150億円（平成24年末）
アメリカ	▲382兆2,258億円（平成24年末）
イギリス	▲74兆2,972億円（平成24年末）
ドイツ	121兆8,960億円（平成24年末）
フランス	▲32兆267億円（平成23年末）
イタリア	▲43兆5,262億円（平成24年末）
カナダ	▲25兆988億円（平成24年末）
中国	150兆2,875億円（平成24年末）

（出所）日本：財務省「本邦対外資産負債残高」

その他：各国政府資料

（注）日本以外の計数は、各年末のIFSレートで円換算した。

平成24年末現在の対外純資産は296兆3,150億円となり、2年連続で増加しました。（対前年末比+30兆8,880億円、同比+11.6%）。

これは、海外投資家による本邦への証券投資等が増加する一方、外貨建て資産の為替相場変動に伴う円評価額の増加等による対外資産の増加が、対外負債の増加を上回ったことによるものです。（[http://www.mof.go.jp/international\\_policy/reference/iip/data.htm](http://www.mof.go.jp/international_policy/reference/iip/data.htm)参照）

## 7. 今後の政策等に反映すべき事項

## (1) 企画立案に向けた提言

## ① 外国為替市場の安定に向けた取組

今後とも、為替レートの過度の変動や無秩序な動きが、経済及び金融の安定に対して悪影響を与えるとの認識の下、為替市場を中心とした日常的な国際金融市場のモニタリングや各国の通貨当局との意見交換、緊密な協力等を行う等、必要に応じた為替介入等を通じ、外国為替相場の安定に向けた取組を行っていきます。特に、グローバルな金融市場に不安定化のリスクが残る中においては、こうした取組に一層注力していきます。また、外貨準備に関しては安全性及び流動性に最大限留意しつつ、可能な限り収益性を追求する運用を行い、為替介入を実施する際に機動的に対応できるようにしていきます。国際収支統計に関しては、平成26年1月の改正省令の施行に向け、業績指標を設け、見直し内容の周知徹底を図っていきます。

## ② 国際金融システムの安定に向けた制度強化に関する国際的な取組への参画

## イ 国際金融システムの安定

引き続き、国際金融システムの安定や強固で持続可能かつ均衡ある世界経済の成長の実現に関して、G20やG7における国際的な取組に積極的に参画していきます。

## ロ IMF改革

危機予防・対処の両面からIMFが引き続き重要な役割を果たせるよう、我が国は、資金基盤の強化、クォータ（出資割当額）の見直し、及び、サーベイランス機能の強化に関する議論に積極的に参画していきます。さらに、新しいNABの主要貢献国として、またIMFとの間の600億ドル相当の融資契約を通じ、我が国はIMFの資金基盤の拡充・確保を支援していきます。

## ③ アジアにおける地域金融協力の強化

ASEAN+3財務大臣プロセスでは、平成24年5月のASEAN+3財務大臣・中央銀行総裁会議（於：マニラ）において、規模の倍増、危機予防機能の導入等を柱とするチェンマイ・イニシアティブ（CMIM）の強化策に合意したことを受け、現行のCMIM契約及び実務ガイドラインの必要な改正を進めていきます。

独立した地域経済のサーベイランスユニットであるAMROに関しては、その組織能力強化策の検討、ADB、IMF、世界銀行、その他の関係国際金融機関との更なる連携強化、また、AMROの国際機関化に向けた準備を進めていきます。

また、アジア債券市場育成イニシアティブ（ABMI）では、信用保証・投資ファシリティ（CGIF）における第1号の保証案件の組成や、ASEAN+3債券市場フォーラム（ABMF）における、各国のプロ投資家向け社債市場をベースにした、域内での債券共通発行プログラムの策定等を進めてまいります。

## ④ 二国間における情報交換・意見交換等

国際的な金融危機による諸課題に対応し、アジア地域の経済回復を確かなものとするため、アジア各国当局と緊密に情報交換・意見交換を行います。特に、韓国及び中国との定期的な財務対話等を通じて、より率直かつ密接な意見交換を行う他、他のアジア諸国とも意見交換を行ってまいります。

## ⑤ 資金洗浄、テロ資金対策及び大量破壊兵器拡散防止策等

### イ 国際社会における資金洗浄、テロ資金対策及び大量破壊兵器拡散防止策等

我が国は、国際社会における資金洗浄、テロ資金対策及び大量破壊兵器拡散防止等の促進に向けた様々な作業に、積極的に参加・貢献します。

### ロ 我が国としての資金洗浄、テロ資金対策及び大量破壊兵器拡散防止策等

今後とも、各国・関連国際機関等との協力、外為法の実効性の確保、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」の着実な施行、FATF勧告の実施に向けた更なる国内措置の検討北朝鮮やイラン等に係る資産凍結等の措置等を適切に実施していきます。

## (2) 平成26年度予算要求等への反映

平成24年度政策評価結果を踏まえ、国際的な取組への参画及び外国為替資金の運営のため、必要な経費の確保に努めます。

○ 政策目標6-2：開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための資金協力・知的支援を含む多様な協力の推進

1. 「政策の目標」に関する基本的考え方

自由かつ公正な国際経済社会の実現やその安定的発展に向け、開発途上国における貧困の問題や地球温暖化をはじめとした地球環境問題等の課題への対応を含む国際的な協力を積極的に取り組むことを通じて、世界経済の中で大きな地位を占める我が国が主体的な役割を果たすことが求められています。こうした状況に鑑み、我が国の厳しい財政状況や国民のODAに対する見方も踏まえつつ、開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための効果的かつ効率的な資金協力等を実施していきます。国際協力機構の有償資金協力や国際協力銀行による支援については、開発途上国の経済発展を支援しつつ、我が国のパッケージ型インフラの海外展開を推進していく観点からも、重点的に取り組んでいきます。

2. 内閣の基本的な方針との関連

第179回国会 総理大臣所信表明演説

第180回国会 総理大臣施政方針演説

第180回国会 財務大臣財政演説

円高への総合的対応策（平成23年10月21日閣議決定）

日本再生の基本戦略（平成23年12月24日閣議決定）

日本経済再生に向けた緊急経済対策（平成25年1月11日閣議決定）

3. 重点的に進める業績目標・施策

施策 6-2-2：有償資金協力（国際協力機構）、国際協力銀行業務、国際開発金融機関を通じた支援

4. 平成24年度の事務運営の報告

**施策 6-2-1**：ODA等の効率的・戦略的な活用

[平成24年度実施計画]

我が国は、ミレニアム開発目標やODA等に関する様々な国際公約の達成に向けた取組を含め、安定的な経済社会の発展に資するための国際的な協力を積極的に推進しており、平成22年9月に開催されたミレニアム開発目標国連首脳会合では、教育及び保健の分野において平成23年からの5年間で合計85億ドルの支援を行う「菅コミットメント」を発表したところです。一方、我が国の厳しい財政状況や国民の視点を踏まえると、これまで以上に戦略的实施や開発効果の向上等に努めて行くことが課題となっており、行政刷新会議や行政事業レビューにおいても、ODAについては一層の効率化を図ることが求められました。

また、アジアを中心とする旺盛なインフラ需要に応えるべく、日本企業の海外でのビジネス展開を支援する観点も重要です。こうした点を踏まえ、財務省は、関係省庁間で密接な連携を図りながら、円借款・技術協力・無償資金協力の一体的活用、国際開発金融機関及び諸外国との援助協調の推進、国別援助計画の策定、ODA評価の充実、NGOや民間企業等との連携、国際協力銀行の機能強化等を進めてきたところであり、今後も引き続きODA等の効率的・戦略的な活用に取り組んでいきます。

[事務運営の報告]

① 有償資金協力、技術協力、無償資金協力の連携による二国間ODAの一層の効率的・

## 戦略的实施

ミレニアム開発目標の達成等に向け、ODAによる積極的な貢献が求められる一方、現下の我が国の厳しい財政状況等を踏まえ、二国間ODAの一層の効率的・戦略的実施が求められています。こうした観点から、我が国は、アジアのみならず中南米やアフリカ等へのODAの供与にあたり、国際開発金融機関（Multilateral Development Banks:MDBs）との連携を深めつつ、有償資金協力、技術協力、無償資金協力という3つの援助手法を有機的に活用するため、ベトナム等円借款の主な供与国と経済協力政策協議を行い、関係省庁間の密接な連携を図るなど、二国間ODAの更なる効率的・戦略的実施に取り組んできました。

## ② MDBsと我が国ODA関係機関との政策対話の実施

ODAの効果や効率性を高めるには、国内の関係機関だけではなく、世界銀行、アジア開発銀行（ADB）等のMDBsとの協調が重要です。そうした観点から、特定の国や地域等をテーマとして、MDBsと我が国ODA関係機関が集まり、政策対話を実施しました。

＜平成24年度に実施された世界銀行、ADBとの主な政策対話の実績＞

### イ 世界銀行アフリカ局との政策対話（平成25年2月）

参加者：世界銀行、財務省、外務省、国際協力銀行、国際協力機構

議題：世界銀行の南アジア地域戦略、アフリカにおける民間セクター支援等

### ロ 世界銀行東アジア局との政策対話（平成25年2月）

参加者：世界銀行、財務省、外務省、国際協力銀行、国際協力機構

議題：世界銀行の東アジア地域戦略、東アジア地域における防災の主流化

### ハ 世界銀行南アジア局との政策対話（平成25年3月）

参加者：世界銀行、アジア開発銀行、財務省、外務省、国際協力機構

議題：世界銀行の南アジア地域戦略、世界銀行と日本との協力等

### ニ アジア開発銀行とのハイレベル政策対話（平成25年2月）

参加者：アジア開発銀行、財務省、外務省、国際協力銀行、国際協力機構

議題：アジア開発銀行のアジア・太平洋地域開発への貢献、アジア開発銀行と日本との協力等

## ③ NGOや民間企業等との連携

途上国の開発を進めるに当たっては、NGOの果たす役割も重要です。財務省は、NGOと定期的な協議会の場を設けており、平成24年度は3回開催しました。

途上国の開発を進めるためには、公的セクターだけでなく、開発に寄与する経済活動を行う民間セクターの関与を促していくことが重要です。

⑥ 施策 6-2-2：有償資金協力（国際協力機構）、国際協力銀行業務、国際開発金融機関を通じた支援

[平成24年度実施計画]

財務省は、有償資金協力や国際協力銀行業務、国際開発金融機関に関する業務を所管する立場から、日本再生の基本戦略（平成23年12月24日閣議決定）等にも盛り込まれている当該施策を重点施策として設定しており、具体的には以下に取り組んでいきます。

① 有償資金協力（国際協力機構）

開発途上国に対して、長期・低利の緩やかな条件で開発資金を融資する円借款は、途上国にとって必要不可欠な経済インフラの整備や社会開発を推進するために重要な役割を果たしています。一方、円借款は、返済が求められる有償の資金であることから、債務償還確実性の確保に慎重を期す必要があります。財務省としては、IMFを始めとする国際金融機関の知見も活用しつつ、途上国の財政や国際収支の状況を分析するなど、債務の持続可能性に目を配るとともに、世銀を始めとする国際開発金融機関との連携が図られるように意を用いるなど、援助効果の向上に努めており、こうした観点から、相手国政府との協議や、それを受けて策定される国別援助方針、更には、個々の円借款の案件の形成に参画しています。

平成24年度においては、アジア地域を中心に供与を行っていくとともに、アフリカ開発銀行との共同イニシアティブであるEPSA（Enhanced Private Sector Assistance for Africa）を活用したアフリカ支援を含め、引き続き、国際開発金融機関との連携を深めながら、開発効果の高い円借款の供与を図っていきます。また、経済・社会情勢の変化に応じて、円借款制度の見直しを検討していきます。

また、国際協力機構の海外投融資について、「新成長戦略実現2011」を踏まえ、財務省としても、具体的案件の実施を通じて、①新実施体制の検証・改善、②案件選択ルールの方策を行う「パイロットアプローチ」の実施に引き続き取り組んでいきます。

② 国際協力銀行業務

国際協力銀行（JBIC）業務については、引き続き、民業補完の原則の下、国策上重要な海外資源確保、我が国産業の国際競争力の維持・向上、地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする事業の促進、国際金融秩序の混乱への対処に努めていきます。

平成23年春には、「パッケージ型インフラの海外展開」の支援等、JBICに期待される新たな役割に対応するため、「株式会社国際協力銀行法」が制定されました。これを受け、平成24年4月、JBICは日本政策金融公庫から分離して新たな組織となり、業務機能も強化される予定であるところ、「日本再生の基本戦略」に盛り込まれているパッケージ型インフラ海外展開の拡充等、我が国企業による海外事業展開がより積極的に行われることが期待されます。

また、円高のメリットを最大限活用して、我が国の産業競争力を伸ばし、国富を増大させるべきとの観点から、平成23年8月、外為特会のドル資金をJBICを経由して活用する「円高対応緊急ファシリティ」を創設しました。これは、海外企業の買収や資源・エネルギーの確保などを積極的に支援することを目的としており、本ファシリティを通じ、長期的な国富の増大等につながるよう、引き続き取り組んでいきます。

この他、JBICは、平成21年に、国際金融市場の混乱のため一時的に外国債の発行が困難となった途上国に対する支援として設立したサムライ債発行支援ファシリティについて、平成22年4月には同ファシリティを発展・強化させ、海外発行体の東京市場への呼び込み・定着、日本の投資家の投資機会拡大に寄与し、ひいては東京市場の活性化をはかる新規サムライ債発行支援ファシリティを設立しました。これまで、インドネシア、フィリピン、コロンビア、メキシコ、パナマ、インド（輸出入銀行）、トルコ、ウルグアイといった途上国政府が同ファシリティを活用してサムライ債を発行しました。引き続き、途上国政府等のサムライ債発行支援を推進し、我が国のサムライ債市場の活性化等に貢献します。

③ 国際開発金融機関等

世界銀行、アジア開発銀行等の国際開発金融機関（Multilateral Development Banks: MDBs）は開発援助における豊富な経験を有し、最先端の専門的知識を持った人材を数多く有すると共に、その広範な情報網を活用し現地の支援ニーズを的確に把握することにより、効果的な援助を行うことができるなどの長所があります。また、貧困削減や成長といった中核的役割を引き続き担うことに加え、世界経済・金融危機のような緊急課題や、気候変動、食糧安全保障などグローバルな課題への対応が求められる中、MDBsの重要性はますます高まっています。

財務省はこのようなMDBsの長所や重要性を十分認識し、世界経済・金融危機対応において、G20諸国との協調により、MDBsの融資等の拡大を通じて途上国や世界の貧困層が蒙る危機の

影響を軽減させ、世界銀行グループ所属機関（国際復興開発銀行、国際金融公社、国際開発協会）を始めとするMDBsの改革や増資に合意するなど、その活動に積極的に関与・貢献しております。MDBsの増資に必要な国内措置として、世界銀行グループについては加盟措置法の改正案が平成23年3月に国会で可決され、各機関について所要の予算措置を講じて対応をしています。また、平成24年10月に東京において開催されるIMF・世界銀行年次総会において、積極的に知的貢献を行います。さらに、平成23年9月に開始された、アジアの最貧国向けの無償支援や長期で低金利の融資を行う基金であるアジア開発基金（ADF）の第11次交渉の議論に積極的に参加し、アジア地域の発展に貢献して参ります。

今後も、MDBsの主要出資国として、業務運営に積極的に参画し、我が国のODA政策・開発理念をMDBsの政策に反映させ、また、引き続き、我が国の開発援助にMDBsの専門的知見や人材を活用することで、我が国支援の効果・効率を増大させていきます。さらに、各機関相互や他の援助主体との間の協調・連携の推進、重点分野の明確化、結果を重視した援助の取組、援助効果の評価の推進、日本人スタッフの増加を含むスタッフの多様性確保を図ることにより、支援の効率性・有効性を高めるMDBsの取組を積極的に支援していきます。以上の取組を推進していく観点から、開発問題研究会を開催し、我が国の援助政策に実務家等の幅広い知見を取り入れ開発援助政策の立案に活かすとともに、政策協議の場を活用し、MDBsとの意見交換・議論を活発に行ってまいります。

また、MDBsを通じた開発援助について、広く一般に紹介していきます。

#### ④ 地球環境保全・改善に向けた開発途上国の取組支援

平成21年12月に開催された気候変動枠組条約第15回締約国会議（COP15）で取りまとめられた「コペンハーゲン合意」を踏まえ、我が国は、平成24年までの約3年間に、官民合計で1兆7,500億円規模の支援を実施すること等を内容とする「鳩山イニシアティブ」を着実に実施しているところです。特に、財務省は、気候変動対策円借款やJBICを通じて、開発途上国の気候変動対策を積極的に支援しています。

平成23年11月から12月にかけて開催された気候変動枠組条約第17回締約国会議（COP17）では、温室効果ガスの排出量削減に関する将来の枠組みについて検討を行う「強化された行動のためのダーバン・プラットフォーム特別作業部会」を立ち上げ、新たな枠組みへの合意を形成する道筋がつけられました。こうした中、平成22年11月から12月にかけて開催された気候変動枠組条約第16回締約国会議（COP16）で設立が決定した緑の気候基金（Green Climate Fund：GCF）に関して、GCFの基本設計文書が合意され、今後理事会を立ち上げGCFの詳細設計について議論することが決定されました。

また、我が国は、世界銀行の信託基金である地球環境ファシリティ（Global Environment Facility：GEF）及び気候投資基金（Climate Investment Funds：CIF）においても主要な拠出国となっています。我が国としては、これらの気候変動対策の議論に、引き続き積極的に参画していきます。

### [事務運営の報告]

#### ① 有償資金協力（国際協力機構）、国際協力銀行業務

開発途上国に対して、ODA資金として、長期・低利の固定金利により、開発に要する資金を提供する円借款に関しては、無償資金協力・技術協力と共に、独立行政法人国際協力機構（JICA）の下において、一元的に実施されており、援助効果の促進に努めています。また、国際協力銀行（JBIC）業務に関しては、民業補完の原則の下、我が国にとって重要な資源の海外における開発・取得の促進や我が国の産業の国際競争力の維持及び向上、地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする事業の促進、国際金融秩序の混乱への対処に努めているところです。

#### イ 円借款業務

平成24年度の円借款業務は、アジア地域を中心に、全体で1兆2,265億円の円借款供与を決定しました。円借款供与は、日本経済再生に向けた緊急経済対策等の趣旨も踏まえ、我が国の優れた技術を活用した形で、アジアを始めとする開発途上国の経済開発等を支援できるよう意を用いました。

### (a) アジア地域

平成24年度は、円借款供与総額の約86%がアジア地域に対するものでした。主な供与国は、インド、ベトナム、ミャンマー、及びバングラデシュでした。円借款支援として、以下のような支援協力を行いました。

#### (i) ベトナム支援

平成25年1月16日、日越首脳会談において、我が国は、ベトナムへの最大の援助国として、ベトナムの経済社会発展を引き続き支援し、総額約466億円の円借款の供与を表明しました。平成24年度全体では、12件総額約2,029億円の円借款供与を決定しました。なお、ベトナムに対しては、インフラ案件のみならず、日系企業のベトナムでの活動に資する支援を行っており、平成24年度からは、世界銀行と協調融資で投資環境整備や同国のマクロ経済状況改善に資する金融セクター改革や国営企業改革に焦点を当てた新たなプログラムローン（経済運営・競争力強化借款（EMCC：Economic Management and Competitiveness Credit））を開始しています。

#### (ii) ミャンマー支援

ミャンマーが民政移管以降、民主化・国民和解・経済改革を急ピッチ進めてきていることを踏まえ、我が国は、平成24年4月、日ミャンマー首脳会談で、延滞債務問題を包括的に解決する道筋に関して合意し、同年10月には、ミャンマーに関する東京会合を主催して国際社会の議論をリードしてきました。その結果、平成25年1月、ブリッジローンを活用した返済や債務免除等により、ミャンマーの世銀・ADB及び円借款に対する延滞債務が解消され、同年3月には、本格支援の第一弾として、510.5億円の円借款による支援にコミットしました。同月には、1月に供与したプログラム・ローン（円借款）に関する第1回日・ミャンマー政府間モニタリング会合を開催し、ミャンマーが取り組む政策課題の実施状況に関して意見交換を行いました。

### (b) MDBsとの協調融資

我が国は、世界銀行やアフリカ開発銀行等のMDBsとの協調融資を行っており、民間セクター開発等の分野へ支援を行っています。

#### (i) EPSAイニシアティブ

アフリカにおける民間主導の経済成長を実現することを目的として、我が国がアフリカ開発銀行との共同イニシアティブとして発表した、EPSA（エプサ：Enhanced Private Sector Assistance for Africa）の枠組みの下、平成24年度はザンビア・ボツワナに対する円借款（約116億円）を供与しました。

また、これまでの実績を踏まえ、平成24年5月のG8キャンプ・デービット・サミットに際して、新たに5年間で10億ドルの円借款供与を表明し、その際、JICA調達規則の適用拡大や協調融資案件に係る監理手数料の半減等に関して、

アフリカ開発銀行と合意しました。

## (ii) IDB協調融資スキーム (CORE)

我が国は、中南米における気候変動対策の促進のため、米州開発銀行 (IDB) との間で省エネルギー・再生可能エネルギー分野に関して協調融資を行う枠組 CORE (コア : Cofinancing for Renewable Energy and Energy Efficiency) の下、平成25年3月、第一号案件として、コスタリカのグアナカステ地熱開発に対して約560億円の円借款供与を決定しました。

今後も引き続き、この枠組みに基づく具体的な案件の組成を図っていきます。

### ○参考指標 6-2-1 : 円借款実施状況

#### 円借款実績の推移

(単位 : 億円、件数)

	平成20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
金額	8,443	9,797	4,716	10,622	12,265
件数	52	62	34	68	53

(出所) 国際局開発政策課 (参事官室) 調

(注) 数字はE/Nベース (債務救済を含まない)。

#### 円借款実施状況 (地域別) の推移

(金額単位 : 億円、シェア : %)

	平成20年度		21年度		22年度		23年度		24年度	
	金額	シェア	金額	シェア	金額	シェア	金額	シェア	金額	シェア
アジア	6,632	78.5	6,606	67.4	3,110	65.9	8,478	79.8	10,548	86.0
ASEAN	3,045	36.1	3,408	34.8	2,052	43.5	4,345	40.9	4,791	39.1
中東・北アフリカ	604	7.2	1,552	15.8	421	8.9	943	8.9	901	7.3
サブサハラ	442	5.2	534	5.5	508	10.8	161	1.5	472	3.8
中南米	221	2.6	299	3.1	339	7.2	576	5.4	211	1.7
大洋州	-	-	83	0.8	-	-	-	-	133	1.1
欧州	111	1.3	545	5.6	-	-	283	2.7	-	-
合計	8,443	100.0	9,797	100.0	4,716	100.0	10,622	100.0	12,265	100.0

(出所) 国際局開発政策課 (参事官室) 調

(注1) 数字はE/Nベース (債務救済を含まない)。

(注2) 地域分類は外務省による。

(注3) アフリカ開発銀行はサブサハラに分類。

#### □ JICA海外投融資業務

JICAの海外投融資に関して、具体的案件の実施を通じて新実施体制の検証・改善と案件選択ルールの詰めを行う「パイロットアプローチ」の下、具体的な案件審査と制度設計等に取り組んできたことを踏まえ、平成24年10月に本格再開を決定しました。

## ハ JBIC業務

平成24年度のJBIC出融資および保証の承諾額合計は4兆2,410億円で、対前年度比で2兆6,450億円（166%）増加しています。このうち、出融資承諾額は3兆9,377億円で、対前年度比で2兆5,704億円（188%）増加しています。また、保証承諾額は3,033億円で、前年度比で747億円（33%）増加しています。地域別出融資承諾額では豪州・大洋州向けが最も多く全体の26%を占めています。

なお、外為特会の外貨資金をJBICを経由して活用する「円高対応緊急ファシリティ」は、日本企業による海外企業の買収や資源・エネルギーの確保等を促進し、長期的な国富の増大等を図るものであり、ファシリティ創設からの実績は64件、約4兆円となっています。

また、メキシコ、カタール、インドネシア、チュニジアの各政府等が日本市場で円建ての国債、いわゆるサムライ債を発行する際、これを円滑に行えるようJBICが支援を行い、平成24年度のJBICによる保証・一部取得を通じたサムライ債の発行額は2,500億円となりました。

## ニ JBICの機能強化

平成24年4月、JBICは日本政策金融公庫から分離して新たな組織となり、今後の経済成長の大きな柱である我が国企業による海外展開を積極的に支援すべく機能強化されました。これを受け、平成24年度は円高対応緊急ファシリティのM&A案件などを積極的に支援すると共に、リスクマネー供給のため「海外展開支援出資ファシリティ」を創設しました（出資規模2,000億円）。なお、円高対応緊急ファシリティは3月末に期限を迎えましたが、これを「海外展開支援融資ファシリティ」に発展的に改編し、4月以降も日本企業の海外展開支援を更に拡充することとしました。

### ○参考指標 6-2-2：JBICによる出融資等実施状況（国際協力銀行業務）

#### 出融資および保証承諾状況

（承諾ベース、単位：億円、件数）

	平成20年度		21年度		22年度		23年度		24年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
融 資	183	20,853	194	26,441	104	11,079	130	13,658	213	38,634
輸出金融	24	277	46	979	35	1,512	40	2,079	40	1,267
輸入金融	2	155	1	82	1	1,695	3	1,726	4	3,043
投資金融	149	18,166	134	21,937	60	7,103	84	9,620	157	31,386
事業開発等金融等	8	2,255	13	3,443	8	768	3	232	12	2,938
保 証	30	5,230	22	7,080	26	6,382	15	2,286	21	3,033
出 資	5	857	5	130	3	198	1	15	8	744
合 計	218	26,940	221	33,651	133	17,659	146	15,959	242	42,410

（出所）国際協力銀行調

（注）四捨五入の関係上、端数が一致しないことがある。

## 地域別出融資承諾状況

(承諾ベース、単位：億円)

	平成20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
アジア	3,412	5,365	1,041	2,561	3,904
(東南アジア)	(2,693)	(4,320)	(538)	(2,174)	(3,259)
大洋州	2,561	1,754	84	1,705	10,057
中央アジア	-	1,009	-	-	335
ヨーロッパ	6,016	4,804	625	2,167	6,606
中東	2,101	1,027	2,102	1,400	2,165
アフリカ	965	258	664	33	594
北米	2,158	2,884	746	495	6,596
中南米	2,695	2,628	1,846	3,578	7,576
国際機関等	-	92	149	94	-
その他	1,802	6,751	4,020	1,639	1,543
合計	21,709	26,572	11,277	13,673	39,377

(出所) 国際協力銀行調

(注) 四捨五入の関係上、端数が一致しないことがある。

## 地域別保証承諾状況

(承諾ベース、単位：億円)

	平成20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
アジア	849	2,107	1,175	138	897
(東南アジア)	(758)	(2,081)	(912)	(49)	(818)
大洋州	-	-	-	-	-
中央アジア	-	29	-	-	-
ヨーロッパ	47	380	-	-	-
中東	-	-	1,958	900	895
アフリカ	170	-	-	-	250
北米	2,156	2,076	739	641	512
中南米	2,008	2,488	2,416	577	479
国際機関等	-	-	94	29	-
その他	-	-	-	-	-
合計	5,230	7,080	6,382	2,286	3,033

(出所) 国際協力銀行調

(注) 四捨五入の関係上、端数が一致しないことがある。

## ② MDBsを通じた支援

### イ MDBsとの協調・連携

平成24年度においては、10月に東京で開催されたIMF・世界銀行年次総会の機会を捉え、仙台において、世銀と共に「防災と開発に関する仙台会合」を開催し、開発を進めるにあたって、防災対策が重要であることを確認しました。例えば、大規模な自然災害が発生すれば、事前に対策を講ずる余裕のない貧困層に偏った形で被害が生ずる惧れがあります。また、一旦、大規模な自然災害が発生すれば、長年にわたる開発の努力が水泡に帰し、貴い人命が多数失われることにもなりかねません。加えて、自然災害が発生してから復旧を行うよりは、あらかじめ被害の程度を抑制・緩和するための方策（防災対策）を講じた方がトータルとしてのコストが小さいことが強調されました。こうした点は仙台ステートメントや世銀・IMF合同開発委員会のコミュ

ニケにも盛り込まれています。

また、平成24年10月、アフリカ開発銀行は、アジア代表事務所を東京に開設しました。本事務所は、今後、我が国とアフリカ開発銀行との協力関係のさらなる発展に加え、アフリカとアジアの架け橋として大きな役割を果たすことを期待されています。このほか、MDBsパンフレットの作成等を通じ、これらの機関を通じた開発援助に関して、広く一般に紹介するように努めました。

([http://www.mof.go.jp/international\\_policy/publication/mdbs2013/index.html](http://www.mof.go.jp/international_policy/publication/mdbs2013/index.html))

◎業績指標 6-2-1：MDBsとの政策協議・開発問題研究会の開催回数（単位：回）

	平成20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
					目標値	実績値
開催回数	42	43	44	45	45以上	45

(出所) 国際局開発機関課調

(注1) 総会及びそれに準じる規模の会合その他の課長レベル以上が対応する政策協議（個別面会を除く）及び、開発問題研究会の回数。

(注2) 開発問題研究会は、我が国の援助政策に実務家等の幅広い知見を取り入れ、開発援助政策の立案に活かすことを目的として、MDBs職員（幹部含む）等、開発分野の専門的知見・経験を有する者と財務省職員（課長以上含む）との間で意見交換・議論を行うもの。

○参考指標6-2-3：MDBsに対する主要国の出資

	世界銀行グループ			
	国際復興開発銀行 (IBRD)	国際開発協会 (IDA)	国際金融公社 (IFC)	多数国間投資保証機関 (MIGA)
日 (順位)	7.2% (第2位)	18.9% (第2位)	6.0% (第2位)	5.1% (第2位)
米	16.7	20.7	24.0	18.4
独	4.2	10.7	5.4	5.1
英	3.9	11.2	4.8	4.8
仏	3.9	7.0	4.8	4.8

	アジア開発銀行	
	通常資本 (OCR)	アジア開発基金 (ADF)
日 (順位)	15.7% (第1位)	37.3% (第1位)
米	15.7	15.5
独	4.3	6.2
英	2.1	4.7
仏	2.3	4.6

	米州開発銀行グループ			
	米州開発銀行			米州投資公社 ( I I C )
	通常資本 ( O C )	特別業務基金 ( F S O )	多数国間投資資金 ( M I F )	
日 (順位)	5.0% (第6位)	6.1% (第2位)	32.3% (第2位)	3.5% (第6位)
米	30.0	49.6	36.9	23.2
独	1.9	2.4	—	1.9
英	1.0	1.8	1.3	—
仏	1.9	2.3	0.9	3.1

	アフリカ開発銀行グループ	
	アフリカ開発銀行 ( A f D B )	アフリカ開発基金 ( A f D F )
日 (順位)	5.5% (第3位)	10.9% (第2位)
米	6.6	11.6
独	4.1	10.1
英	1.7	8.9
仏	3.8	10.1

	欧州復興開発銀行 ( E B R D )
日 (順位)	9.0% (第2位)
米	7.4
独	9.0
英	9.0
仏	9.0

(出所) 各機関年次報告書(平成24年4月現在における最新版。但し、国際復興開発銀行(I B R D)を除く)  
(注) 国際復興開発銀行(I B R D)の出資シェアに関しては、2011年3月に決定された増資に係る手続きが各国とも完了した場合の数字。

#### ロ MDB sに設けた日本信託基金を通じた支援

MDB sは、加盟国からの出資を基に長期の開発資金を供与していますが、そうした支援が効果的に実施されるためには、技術協力等を通じて途上国の能力構築を図っていく必要があります。また、貧困層向けのコミュニティ・ベースの支援など革新的な援助手法の導入に当たっては、途上国の現場で、試行的な取組を行う必要があります。

こうした様々なニーズに応えるための追加的な資金を各国から得るための手法として、MDB sは信託基金を活用してきました。

平成24年度においては、防災対策、アフリカ支援(我が国とアフリカの関係強化のために外務省が中心となって、政府全体として、すすめているT I C A D(アフリカ開発会議)の一環として位置付け)等を実施しました。

#### ○参考指標6-2-4: MDB s等に対する拠出金

(単位:億円)

	平成20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
MDB s	192.3	177.7	215.6	165.4	211.7
世界銀行グループ	99.5	85.8	111.0	92.8	130.1
アジア開発銀行	75.4	69.2	86.9	79.2	66.0
米州開発銀行	11.6	9.4	8.8	5.6	4.9
アフリカ開発銀行	1.4	9.4	2.1	1.9	1.4
欧州復興開発銀行	4.4	3.9	6.9	0.5	0.3
I M F 拠出金	41.2	47.4	33.8	36.6	34.8
合計	233.4	225.1	249.4	202.0	246.5

(出所) 国際局開発機関課調

### ＜平成24年度に承認された日本信託基金のプロジェクト例＞

- (a) 世界銀行 : ・政府等への耐震基準等に関する能力強化プロジェクト  
(バングラデシュ)  
平成24年7月承認(承認額:約300万ドル)
- ・青少年の社会参加支援プロジェクト(ヨルダン)平成24年11月承認(承認額:約300万ドル)
- ・衛生設備改善支援プロジェクト(ガーナ)  
平成24年12月承認(承認額:約300万ドル)
- (b) アジア開発銀行 : ・農業備蓄倉庫の整備及び農業生産・管理能力強化支援(アフガニスタン)  
平成24年7月承認(承認額:1,850万ドル)
- ・人工衛星を活用した農業データの収集・分析支援(リージョナル)  
平成24年11月承認(承認額:200万ドル)
- ・送配電網整備に向けた調査(ミャンマー)  
平成25年1月承認(承認額:150万ドル)

### ③ 地球環境保全・改善に向けた開発途上国の取組支援

我が国は、開発途上国における環境の保全・改善のため、二国間・多国間の協力を進めています。二国間の取組としてインドネシアやベトナムなどの気候変動対策に積極的に取り組んでいる途上国に対して、JICAを通じて気候変動対策円借款の供与を行っている他、JBICを活用して、途上国で省エネ設備の導入等環境保全効果を有する事業に必要な資金を民間金融機関や国際機関と協調して融資するといった環境投資を積極的に支援しました。

多国間の取組としては、気候変動枠組条約第17回締約国会議(COP17)で基本設計文書に合意した緑の気候基金(GCF:Green Climate Fund)の理事会が平成24年8月より始まり、我が国は理事として基金の制度設計等の議論に積極的に参加しました。また、世界銀行の信託基金である地球環境ファシリティ(GEF)及び気候投資基金(CIF)を通じた支援にも取り組んでいます。GEFは、生物多様性、気候変動等の地球環境分野において途上国の取組を支援することを目的に、CIFは途上国の気候変動対策支援を目的にそれぞれ設立された多国間資金メカニズムです。我が国は、これらの基金の主要な拠出国として、運営の改革・改善やプロジェクトの進捗の議論に積極的に参画しました。なお、GEFに関しては、平成24年8月、石井菜穂子元副財務官がCEOに就任しました。

その他、島嶼国(ドミニカ国等)の気候変動対策支援等にも取り組みました。

## 施策 6-2-3 : 債務問題への取組

### [平成24年度実施計画]

我が国は、債務問題に直面した開発途上国政府に対し、パリクラブ（主要債権国会合）合意に基づき、適切に公的債権の繰り延べや削減を行っています。とりわけ、重債務貧困国（Heavily Indebted Poor Countries : H I P C s）に対しては、「拡大H I P Cイニシアティブ」に基づく債務救済を通じて、その貧困削減への取組に大きく貢献しており、今後とも、拡大H I P Cイニシアティブの着実な進捗等、債務問題の解決に向け引き続き取り組みます。

また、IMFや世界銀行は、我が国を含めた全ての債権者やドナーが債務持続性分析の枠組みに沿った行動をとるよう促しています。財務省としても、債務持続性を脆弱なものとする非譲許的借入などの途上国が直面する債務に関する諸問題について、IMF、世界銀行やパリクラブ等の国際的枠組における議論に積極的に参加していきます。

### [事務運営の報告]

#### ① パリクラブ債務救済の実績

平成24年度においては、5件の合意が成立しました。

#### (参考) 平成24年度のパリクラブ合意

年月	国名	パリクラブ合意内容	我が国の対応
平成24年5月	セントクリストファー・ネイビス	クラシックターム	対象債権なし
24年6月	コートジボワール	ケルンターム	二国間合意文書締結済
24年10月	ギニア	ケルンターム	二国間合意文書締結準備中
25年1月	ミャンマー	アドホック	二国間合意文書締結済
25年2月	コモロ	ケルンターム	対象債権なし

#### ② 拡大H I P Cイニシアティブ

過剰な対外債務を負ったままでは、途上国の経済開発を持続的に進めることはできません。こうした観点に立ち、国際社会全体として、拡大H I P Cイニシアティブを推進しています。これは、H I P C sがIMFの経済構造改革プログラムの実施や、「貧困削減戦略ペーパー」(Poverty Reduction Strategy Paper: P R S P)の作成等に取り組むことを条件に、大幅な債務削減を実施するものです。

我が国は、他のG7諸国とともに、拡大H I P Cイニシアティブを超えた自発的な措置として、完了時点(注)に到達したH I P C sの債務を全額放棄しています。現在、完了時点到達国は全体で35か国となっています。

(注) 完了時点(Completion Point : C P)とは、拡大H I P Cイニシアティブの適用対象国が、世銀・IMF理事会において、上記プログラムの着実な実施や貧困削減戦略ペーパーの完成などの条件を満たしたと承認される時点のことです。

**施 策 6-2-4 : 知的支援****[平成24年度実施計画]**

開発途上国が持続的な経済発展を進めるためには、財政金融分野等における適切な制度の構築が必要です。また、開発途上国と我が国が貿易投資等の経済関係や、密輸阻止及びテロ防止等の協力関係を深める前提として、相手国当局の能力強化が重要です。

この観点から、これまでの取組を踏まえつつ、開発途上国の政策担当者等を対象にした日本の経済財政政策等についての研修・セミナー、開発途上国が抱える政策課題等についてのワークショップ等の研究交流、さらに開発途上国の財政・税制・金融等についての研究調査・セミナー等を行い、我が国の経験に裏打ちされた知識やノウハウを提供することで、開発途上国における政策立案・実施能力の向上等を目的とした人材育成支援を中心とする国際協力に積極的に取り組んでいきます。

また、開発途上国の税関当局に対しても、WCO（世界税関機構）等の国際機関や、APEC（アジア太平洋経済協力）、ASEM（アジア欧州会合）等の地域協力の枠組み及び二国間の取組等を通じ、税関分野の制度構築・整備、執行改善・能力強化を支援し、我が国との貿易投資等の経済関係及び水際取締りに関する協力関係の強化に取り組んでいきます。特に、開発途上国の税関における知的財産侵害物品の水際取締能力の向上を図るため、WCOの枠組みを通じた支援に積極的に取り組んでいきます。同時にこれまで行った支援の不断の点検と改善を行うことにより、今後実施する支援が質の高いものとなるよう努めます。

政策実施の効果を客観的・定量的に測定することが可能なものとして、「知的支援に関する研修・セミナー参加者の満足度」（研修・セミナーを「有意義」以上と回答した者の割合）を、業績指標として設定しました。また、その目標値について、平成23年度は「70%以上」としていましたが、知的支援の効果・有効性の向上をより一層図っていく観点から、平成24年度の目標値を「80%以上」に引き上げます。

**[事務運営の報告]**

開発途上国が発展段階や経済構造に応じて適切な経済社会制度の設計及び運用を行うことは、その国が今後、経済発展を遂げる上で非常に重要です。平成24年度は、経済・社会開発の担い手となる開発途上国の政策担当者等に対する人材育成を目的とした研修・セミナーや開発途上国に専門的なアドバイスをするための専門家派遣、開発途上国が抱える政策課題等に関するワークショップを実施しました。

実施に際しては、相手国政府の現地担当者、在外公館の財政経済担当者及び長期派遣されているJICA専門家等へのヒアリング等を通じて、事前に相手国の要望や現状を的確に把握するとともに、今後の研修・セミナーの内容の改善を図るため、終了時に参加者との協議やアンケートを実施しました。その他、参加者のその後の活動状況や、今後の技術協力に関する要望等を把握することを目的に、現地へ専門家を派遣した機会に、相手国政府担当者や過去の研修生との協議を実施しました。

このように、平成24年度は、国際協力・交流の推進に積極的に取り組むとともに、技術協力の相手先から把握した要望や意見に即した効果的・効率的な支援になるよう取り組みました。

平成24年8月には、ミャンマー政府からの要請に基づき、ミャンマー中央銀行と証券取引法令の策定及び関連する人材育成支援に関する覚書を結び、平成27年（2015年）までの証券取引所設立に向けた資本市場育成支援を行っています。

開発途上国の税関当局が、関税等の適正・公平な課税、安全・安心な社会の確保、貿易の円滑化といった使命を果たしていくためには、税関の改革・近代化が非常に重要です。平成24年度は、税関の改革・近代化に取り組んでいる開発途上国税関当局が抱えるそれぞれの課題を把握した上で、支援対象国と支援分野の重点化を図った研修を計画し、本邦受

入研修や専門家派遣を実施しました。支援の分野に関しては、関税評価や知的財産の保護、輸出入貨物のリスク判定能力等、税関当局として税収の確保や適正な水際取締り、貿易の円滑化のために必要な技術的分野を重点的に支援する分野とし、特に、知的財産の保護に関しては、WCOの枠組みを通じ、専門家派遣等に積極的に取り組み、税関当局間の連携強化等を図りました。

支援対象国に関しては、各国税関当局の改革・近代化を実施する能力に配慮しつつ、「アジア・カーゴ・ハイウェイ」構想によりASEAN諸国を重点支援地域としました。

平成24年度において開催した研修・セミナーは以下のとおりです。

#### 【財務総合政策研究所による知的支援】

	平成24年度の実施状況
財政経済セミナー	<ul style="list-style-type: none"> <li>開発途上国の財政・経済の政策運営の中心となる人材を育成することを目的として、日本と社会・経済的に関係の密接なアジアを中心とした開発途上国の財務省等の若手幹部候補生を受け入れ、日本にてセミナーを実施しました。</li> <li>大学教授や財務省職員等が講師となって、財政経済全般にわたる日本の諸政策や経験等に関して講義を実施したほか、グループワーク指導等を行いました。</li> </ul>
中央アジア・コーカサス夏期セミナー	<ul style="list-style-type: none"> <li>中央アジア・コーカサス地域の市場経済移行国に対する人材育成を目的として、ウズベキスタン金融財政アカデミーの学生のほか、アゼルバイジャン、アルメニア、カザフスタン、キルギス、タジキスタン及びトルクメニスタンの財務省職員等を対象に、日本にてセミナーを実施しました。</li> <li>大学教授や財務省職員等が講師となって、財政経済全般にわたる日本の諸政策や経験等に関して講義を実施したほか、ポリシーペーパー指導等を行いました。</li> </ul>
ウズベキスタン金融財政アカデミー支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>ウズベキスタン政府により、財政等の専門家育成を目的に設立されたウズベキスタン金融財政アカデミーから、人材育成を目的として、同アカデミーの学生を中央アジア・コーカサス夏期セミナー（上述）へ招へいしました。</li> <li>同アカデミーでの英語による講義及び修士論文の口頭試問への参加等のため、現地（タシケント）へ専門家を派遣しました。</li> </ul>
ラオス開発銀行支援（中小企業金融分野）	<ul style="list-style-type: none"> <li>ラオス開発銀行との中小企業金融分野に関する技術協力プロジェクトである「人材育成と融資業務の改善」に関して、平成23年6月に締結した技術協力に関する覚書に基づき、日本招へい研修や現地セミナーを実施し、信用調査及び債権管理手法に関して講義を行いました。</li> </ul>
ミャンマー資本市場育成支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成24年8月、ミャンマー中央銀行と資本市場育成支援に関する覚書を締結しました。同覚書に基づき、日本の証券市場に関する学識者及び実務家で組織した日本側ワーキンググループによるミャンマー側ワーキンググループの証券取引関係法令の策定への助言、日本招へい研修を実施しました。</li> </ul>

## 【財務省関税局による知的支援】

		平成24年度の実施状況
受入研修	二国間援助経費	・ASEAN諸国を中心に、国別研修と専門家派遣を連動させ支援分野の重点化・絞込みに努め、相手国の実情により即した受入研修を実施しました。
	JICAプログラム	・JICAと協力して、日本の関税行政の全般的な知識の修得を目的とした税関行政セミナー及び地域別や国別の研修を実施しました。
	WCOプログラム	・WCOに加入している開発途上国の税関当局の中堅職員に対し、WCO事務局における理論研修及び我が国における実務研修を実施しました。 ・WCO本部及び同アジア・大洋州地域事務所と協力して、技術的な能力向上に資する地域セミナー等を実施しました。
専門家派遣	二国間援助経費	・受入研修との連動に努めつつ、東アジアの国及び南部アフリカに、貿易円滑化、関税分類、関税評価等の分野の専門家派遣を実施しました。
	JICAプログラム	・カンボジア関税消費税局、インドネシア経済担当調整大臣府、マレーシア関税局、フィリピン関税局、ベトナム関税局、ボツワナ歳入庁及びケニア歳入庁等に加え、新たにミャンマー関税局、タイ関税局、西アフリカ経済通貨同盟事務局へ長期専門家を派遣しました。また、各国からの要請に基づき短期専門家の派遣を実施しました。
	WCOプログラム	・WCO本部及び同アジア・大洋州地域事務所と協力して、関税評価、知的財産の保護等に関する地域セミナー等を実施し、専門家を派遣しました。

## ◎業績指標 6-2-2：知的支援に関する研修・セミナー参加者の満足度 (単位：%)

	平成22年度	23年度	24年度	
			目標	実績
研修・セミナーを「有意義」以上と回答した者の割合	98.4%	98.0%	80%以上	98.6%

(出所) 関税局参事官室(国際協力担当)、財務総合政策研究所国際交流室調

(注1) 研修・セミナーの参加者を対象に実施するアンケート調査で「非常に有意義」、「有意義」、「普通」、「あまり有意義ではない」、「有意義ではない」の回答項目の内、研修・セミナーの総合的な評価に対して「非常に有意義」、「有意義」、と回答した者の割合。なお、アンケート調査の概要に関してはP421参照。

(注2) 数値(割合)はそれぞれの研修・セミナーのアンケート調査で得られた数値を単純平均したもの。

○参考指標 6-2-5：研修・セミナー等の実施状況（財務総合政策研究所・関税局）

[受入研修・セミナーの実績] (単位：件、人)

		平成20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
コース数	財務総研	5	4	2	3	4
	関税局	27	41	37	31	27
	合計	32	45	39	34	31
受入人数	財務総研	58	42	38	38	62
	関税局	262	376	422	226	316
	合計	320	418	460	264	378

(出所) 財務総合政策研究所、関税局参事官室（国際協力担当）調

[専門家派遣の実績]（財務総研分） (単位：件、人)

	平成20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
案件数	16	11	11	11	13
派遣人数	48	47	46	45	59

(出所) 財務総合政策研究所調

(注) 専門家派遣には現地セミナーを含む。

[専門家派遣及び地域セミナーの実績]（関税局分） (単位：人、件)

	平成19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
専門家派遣	76	66	69	65	58
セミナー	10	9	21	8	10

(出所) 関税局参事官室（国際協力担当）調

(注) 税関、税関研修所、関税中央分析所を含む。

**政策目標に係る予算額**：平成24年度予算額：85,128百万円[23年度予算額：72,111百万円]

平成24年度においては、経済協力に必要な経費として、独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門出資経費、アジア開発銀行等拠出経費、二国間技術援助等経費などの予算措置を行いました。

## 5. 平成23年度政策評価結果の政策への反映状況

「4. 平成24年度の事務運営の報告」の記載のとおりです。

## 6. 目標を巡る外部要因等の動向

### (1) 開発途上国に対する資金の流れ

我が国の平成23年における開発途上国に対する資金の流れの総額（平成25年1月公表の最新値）は、全体として対前年比13,615百万ドル増の61,828百万ドルになりました。我が国から開発途上国に対する資金の流れのうち、7割は民間資金によって占められており、途上国の開発を進めるに当たっては、ODAやその他政府資金（OOF）を活用して、基礎的な経済インフラや制度・政策環境の改善を図ることを通じて、民間投資を促して行くことが極めて重要であると考えられます。

なお、平成23年におけるODA実績は、対前年比190百万ドル減の10,831百万ドル、O

OF実績は対前年比757百万ドル減の2,905百万ドル、民間資金実績は対前年比14,757百万ドル増の47,594百万ドルとなりました。

(注) 実績は全て支出純額(支出総額から回収額を差し引いたもの)。

#### ○参考指標 6-2-6 : 開発途上国に対する資金の流れ

開発途上国に対する資金の流れ (百万ドル)

	平成19年	20年	21年	22年	23年
ODA	7,679	9,601	9,467	11,021	10,831
ODA以外の政府資金(OOF)	211	-1,986	8,237	3,662	2,905
民間資金	21,979	23,738	27,217	32,837	47,594
非営利団体による贈与	446	452	533	692	497
総計	30,315	31,805	45,454	48,213	61,828

(出所) 外務省資料、財務省資料

([http://www.mof.go.jp/international\\_policy/reference/financial\\_flows\\_to\\_developing\\_countries/index.htm](http://www.mof.go.jp/international_policy/reference/financial_flows_to_developing_countries/index.htm))

(注) DACにおいて現在では開発途上国として分類されない東欧・卒業国、及び欧州復興開発銀行(EBRD)向けを除く。なお、平成21年からは欧州開発復興銀行(EBRD)向け拠出金の一部を除く。

(参考) 平成22年、23年における日本の開発途上国に対する資金の流れ

		平成22年	平成23年	
経済協力総額	ODA	無償資金協力	3,464	4,682
		技術協力	3,478	3,534
		贈与		
		政府貸付等	395	-1,624
		国際機関に対する出資・拠出等	3,684	4,239
		ODA計	11,021	10,831
	OOF	輸出信用(1年超)	-1,039	-622
		直接投資金融等	4,217	3,889
		国際機関に対する融資等	485	-362
		OOF計	3,662	2,905
	民間資金	輸出信用(1年超)	2,767	1,853
直接投資等		21,650	40,315	
その他二国間証券投資等		7,428	5,844	
国際機関に対する融資等		992	-419	
	民間資金計	32,837	47,594	
	非営利団体による贈与	692	497	
	資金の流れ総計	48,213	61,828	

ネットベース、単位：百万ドル

(出所) 外務省資料、財務省資料

([http://www.mof.go.jp/international\\_policy/reference/financial\\_flows\\_to\\_developing\\_countries/index.htm](http://www.mof.go.jp/international_policy/reference/financial_flows_to_developing_countries/index.htm))

(注) DACにおいて現在では開発途上国として分類されない東欧・卒業国、及び欧州復興開発銀行(EBRD)向け拠出金の一部を除く。

## (2) MDBs等の活動状況

○参考指標 6-2-7：MDBsの活動状況（日本人幹部職員数等を含む）

世界銀行（セクター別融資承諾額）

（単位：億ドル）

	平成20年	21年	22年	23年	24年
農業・漁業・林業	13.6	34.0	26.2	21.3	31.3
教育	19.3	34.5	49.4	17.3	29.6
エネルギー・鉱業	41.8	62.7	99.3	58.1	50.0
金融	15.4	42.4	91.4	9.0	17.6
保健・その他の社会サービス	16.1	63.0	67.9	67.1	42.0
産業・貿易	15.4	28.1	12.5	21.7	13.5
情報・通信	0.6	3.3	1.5	6.4	1.6
法務・司法・行政	53.0	94.9	108.3	96.7	87.3
運輸	48.3	62.6	90.0	86.4	44.5
上下水・治水	23.6	43.6	41.0	46.2	36.1
合計	247.0	469.1	587.5	430.1	353.4

(出所) 世界銀行年次報告書

(注1) 世界銀行の年度は、前年7/1～当年6/30。

(注2) 国際開発協会分を含む。

アジア開発銀行（セクター別融資承諾額）

（単位：億ドル）

	平成20年	21年	22年	23年	24年
農業・天然資源	4.4	4.4	6.1	8.4	10.4
エネルギー	24.6	21.3	24.5	39.4	26.0
金融	1.2	5.1	12.6	1.8	7.8
産業・貿易	1.7	1.0	1.0	0.0	1.8
教育	1.3	0.9	0.7	5.4	2.8
保健・社会保障	2.1	0.9	1.8	0.2	0.7
給水・衛生・廃棄物処理	4.0	8.1	6.1	11.8	12.1
運輸・通信	27.3	23.5	38.3	36.0	36.7
公共政策	19.5	53.1	8.9	5.3	14.4
多目的	18.8	14.1	15.5	17.7	4.6
合計	104.9	132.3	114.6	126.1	117.2

(出所) アジア開発銀行年次報告書等

(注1) アジア開発銀行の年度は、1/1～12/31。

(注2) アジア開発基金分を含む（グラント除く）。

## (3) MDBsにおける日本人職員数等

日本人は様々な分野で活動しています。例えば世銀グループの多国間投資保証機関（MIGA）の長官として、小林いずみ氏（平成25年7月15日付で本田桂子氏が就任予定）、地球環境ファシリティ（GEF）のCEOとして石井菜穂子氏、アジア開発銀行（ADB）の総裁として、中尾武彦氏が務めています。

我が国としては、MDBsにおいて、日本人職員が一層活躍することを目指し、各MDBsと協力しながら、例えば、採用決定権を持つ採用担当者が参加するリクルートミッションの来日を求め、日本国内の採用活動の実施を促すことや、将来の正規職員となるために必要な知識・経験を積む機会を提供するプログラムを設けるなど、日本人採用の促進に積極的に取り組んでいます。

#### MDBsにおける日本人職員数等

		世界銀行グループ	アジア開発銀行	米州開発銀行グループ	アフリカ開発銀行	欧州復興開発銀行
日本人職員数	平成23年12月	102	137	17	3	15
	24年12月	101	148	5	5	16
日本人幹部職員数 (24年12月)		7	7	3	1	2
日本人比率		2.1%	14.0%	1.0%	0.6%	1.3%

(出所) 各機関資料、理事室調べ

(注1) 世界銀行グループに関して、日本人職員数の平成23年12月の行は平成23年6月末現在、日本人職員数の平成24年12月の行及び日本人幹部職員数は平成24年6月末、日本人比率に関しては、平成24年6月末現在の数値。

(注2) 日本人幹部職員数は局長以上を指す。

## 7. 今後の政策等に反映すべき事項

### (1) 企画立案に向けた提言

#### ① ODAの効率的・戦略的な活用

これまでにパッケージ型インフラ海外展開関係大臣会合で行われた議論等を踏まえつつ、関係省庁間で密接な連携を図りながら、MDBs及び諸外国との援助協調の推進、官民連携やNGOとの連携の促進、国別援助方針の策定等を通じて、財務省が所管するODAの一層効率的・戦略的な活用に取り組みます。

#### ② 有償資金協力

円借款業務に関しては、債務の償還確実性を確保するとともに援助効果の向上を図る観点から、関係省と調整しつつ、相手国政府と協議の上、適切な円借款供与に取り組んでいきます。

平成25年度に関しては、アジアを中心とする開発途上国の経済・社会開発に寄与し、我が国との経済交流を促進すること等を目指して、円借款供与を実施していきます。その際、日本経済再生に向けた緊急経済対策等の趣旨を踏まえ、我が国の優れた技術の活用が図られるよう、意を用いてまいります。JICAの海外投融資に関しては、その本格再開が決定したことを踏まえ、財務省としても、開発効果の高い案件を着実に実施するとともに、実施体制や案件選択の方法等に関して随時レビューを行い、必要な改善を行ってまいります。

### ③ 国際協力銀行業務

国際協力銀行（J B I C）業務に関しては、引き続き、民業補完の原則の下、国策上重要な海外資源確保、我が国産業の国際競争力の維持・向上、地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする事業の促進、国際金融秩序の混乱への対処に取り組んでいきます。また、日本経済再生に向けた民間投資を喚起するための成長戦略として重要な柱の一つである日本企業の海外展開支援として、J B I Cによる「海外展開支援出資ファシリティ」と「海外展開支援融資ファシリティ」を車の両輪として日本企業の海外展開支援も推進していきます。

### ④ M D B s を通じた支援

M D B s に関しては、引き続き主要出資国として業務運営に積極的に参画し、我が国の O D A 政策・開発理念を M D B s の政策に反映させ、また、我が国の開発援助に M D B s の専門的知見や人材を活用することで、我が国支援の効果・効率を増大させていきます。さらに、各機関相互や他の援助主体との間の協調・連携の推進、重点分野の明確化、結果を重視した援助の取組、援助効果の評価の推進等を図ることにより、支援の効率性・有効性を高める M D B s の取組を積極的に支援していきます。

また、M D B s を通じた開発援助に関して、広く一般に紹介していきます。

### ⑤ 地球環境保全・改善に向けた開発途上国の取組み支援

我が国は、気候変動等の地球環境問題が開発途上国に与える問題の重要性を認識し、引き続き必要な援助を提供することにより開発途上国における地球環境の保全・改善を支援する観点から、資金に関する国連の気候変動交渉をフォローするとともに、これまで我が国がこれまで行ってきた二国間・多国間の支援を引き続き実施していきます。具体的には、我が国が主要な拠出国となっている G E F 及び C I F の運営や、C O P 17 で基本設計文書に合意した緑の気候基金（G C F : Green Climate Fund）の詳細設計に係る議論に、積極的に参画していきます。

### ⑥ 債務救済への取組

対外債務支払に係る一時的な流動性不足や、債務持続性の確保が困難な状況に直面した途上国に対しては、パリクラブの一員として、途上国の支払能力や今後の債務持続性の見通しなどを踏まえた適切な債務救済を行うべく、合意形成に向けた議論に積極的に参加します。

H I P C s に関しては、拡大 H I P C イニシアティブに基づく大幅な債務救済を通じて、構造改革を実施した H I P C s に対する債務問題の解決を図るとともに、貧困削減への取組を支援します。

中所得国に関しては、将来にわたる債務返済能力を個別に分析し、各国の状況に見合った措置を検討するなど債務問題に適切に対処します。

債務国の債務持続性枠組みや拡大 H I P C イニシアティブ等債務問題一般に関しては、世界銀行・I M F 等の枠組みでの議論に積極的に参加します。

---

## ⑦ 知的支援

研修・セミナー、専門家派遣の実施に当たっては、今後も相手国の要望に即した内容となるように事前に相手国の政策・実務担当者、在外公館の財政経済担当者及び長期派遣されているJICA専門家等との意見交換を十分に行うとともに、事後に実施するアンケート・意見交換に基づき、内容の見直しに引き続き努めていきます。また、開発途上国が抱える政策課題等に関するワークショップ等も行い、我が国の経験に裏打ちされた知識やノウハウの提供に努め、政策立案・実施能力の向上等を目的とした人材育成支援を中心とする国際協力に積極的に取り組んでいきます。

さらに、効果的な技術協力の実現のために、引き続き、我が国の財政・経済分野の技術協力関係者間の緊密な連携を行うとともに、IMF、世銀、ADBの現地事務所等、援助関係機関との現地での緊密な情報交換に努めます。

開発途上国の税関職員に対する技術協力に関しては、日系企業の海外展開支援の観点と、各国からの支援要望分野及び各国における実施の可能性をそれぞれに勘案した上で、貿易の円滑化と、税収の確保や適正な水際取締りをバランスよく実施できるような技術的分野の能力向上を図り、開発途上国税関の改革・近代化の実現を支援することを目的として研修・セミナー、専門家派遣の実施に取り組んでいきます。また、WCOを通じ、途上国税関における改革・近代化及び知的財産侵害物品の取締りの能力向上に向けた知的支援を一層推進します。

## (2) 平成26年度予算要求等への反映

平成24年度政策評価結果等を踏まえつつ、国際社会の平和と発展に貢献し、これを通じて我が国の安全と繁栄を確保するとともに、国際公約及び国際的責務を果たすため、平成26年度予算要求において、必要な経費の確保に努めていきます。

## ㊦ 政策目標6-3：アジア経済戦略の推進（新成長戦略）

### 1. 「政策の目標」に関する基本的考え方

近年、アジア諸国は、日本企業と共に産業集積を形成し、豊富で勤勉な労働力を背景に力強く、急速な成長を遂げてきました。アジア各国は、世界的な金融危機にも適切に対応し、今や世界経済の牽引役として堅調な経済回復をみせています。

アジアでは中間所得者層の成長が著しいこと、また、環境問題や都市化等、我が国が先に直面し、克服してきた制約要因や課題を抱えながら成長していることは、我が国にとって、大きなビジネス機会といえます。今日のアジアの著しい成長を更に着実なものとしつつ、アジアの成長を日本の成長に確実に結実させるためには、我が国がこれまでの経済発展の過程で学んだ多くの経験をアジア諸国と共有し、我が国がアジアの成長の「架け橋」となるとともに、環境やインフラ分野等で固有の強みを集結し、総合的かつ戦略的にアジア地域でビジネスを展開する必要があります。また、アジアを基点として、こうした取組を広く世界に展開して行くことが求められています。このように、我が国がアジアの一員としてアジア全体の活力ある発展を促し、アジア市場における取引活動を拡大させ、アジアの内需を日本の内需として取り込みつつ、また、こうした取組をアジアを基点として世界に展開して行くことにより、我が国自身の大きな成長機会を創出することが重要となっています。財務省としても、新成長戦略の実行加速や強化・再設計を定めた日本再生の基本戦略も踏まえ、下記4.に掲げる施策などを関係省庁と連携しつつ、こうした「アジア経済戦略」（新成長戦略）について、重点目標として引き続き積極的に推進していきます。

### 2. 内閣の基本的な方針との関連

第179回国会 総理大臣所信表明演説

第180回国会 総理大臣施政方針演説

第180回国会 財務大臣財政演説

新成長戦略（平成22年6月18日閣議決定）

日本再生の基本戦略（平成23年12月24日閣議決定）

日本経済再生に向けた緊急経済対策（平成25年1月11日閣議決定）

### 3. 重点的に進める業績目標・施策

施 策 6-3-1：アジア経済戦略の推進

### 4. 平成24年度の事務運営の報告

#### ㊦ 施 策 6-3-1：アジア経済戦略の推進

[平成24年度実施計画]

##### ① 我が国システムの海外展開の促進

今日のアジアの著しい成長を着実なものとし、アジアの成長を日本の成長に結実させるためには、我が国が強みを持つ環境やインフラ分野等で、総合的かつ戦略的にアジア地域でビジネスを展開するとともに、アジアを基点として、こうした取組を、広く世界に展開して行くことが求められます。具体的には、鉄道、水、エネルギーなどのインフラ整備支援や、環境共生型都市の開発支援については、民間の金融機関だけでは対応できないリスクの高いものもあります。日本企業の海外でのビジネス展開に対しては、これまでも円借款や国際協力銀行業務等を通じて支援を行ってきたところですが、国際的な競争が激しくなっている分野の案件については、官民あげて一層取り組む必要があり、財務省は、円借款のSTEP制度（本邦技術活用条件）やJ B I Cの投資金融などの枠組みを活用して、ファイナンス面から支援していきます。

##### ② アジア債券市場の構築支援（アジア債券市場育成イニシアティブ）とアジアにおける地域金融

#### 協力の推進【施策 6-1-3参照】

成長著しいアジアの途上国は政府・企業ともに資金需要が旺盛です。アジア債券市場育成イニシアティブを推進し、アジアの債券市場を整備することは、アジアの成長に向けて、域内の豊富な貯蓄を域内の投資に活用するための環境を整備するとともに、日系企業が安心して事業活動・投資を進めるにあたり不可欠なアジアの安定的な成長の実現が図られます。また、資本市場での調達手段を提供することで、日系企業等の現地通貨建てでの資金調達の円滑化にも貢献します。

このように、アジア経済戦略を推進する観点からも、アジア債券市場育成イニシアティブ（施策 6-1-3参照）で我が国は主導的な役割を果たしていきます。具体的には、ASEAN+3債券市場フォーラム（ABMF）では、ASEAN+3域内のクロスボーダー債券取引の活性化に向けた課題について、官民が一体となり議論を進めており、クロスボーダー債券取引の障害となっている各国の規制、市場慣行に関する情報収集、並びに取引慣行及び決済上のメッセージ・フォーマットの調和化に向けた検討課題を取りまとめた報告書が近日中に公表されることになっています。また、信用保証・投資ファシリティ（CGIF）は、ASEAN+3域内の現地通貨建て債券に対する保証案件の組成を進めることにより、アジアの債券市場の更なる活性化を図ります。

また、アジア債券市場育成イニシアティブだけでなく、チェンマイ・イニシアティブ等の地域金融協力を推進していくことは、ひいてはアジア全体の成長の基盤となるものであり、これらに積極的に取り組んでいきます。

### [事務運営の報告]

#### ① アジア経済戦略の推進

アジアを中心とする旺盛なインフラ需要に応えつつ、我が国システムの海外展開の促進をファイナンス面から支援するため、STEP（本邦技術活用条件）案件の推進を含む、円借款の一層の積極的な活用に努めました。さらに、円借款に関しては、国際ルールを踏まえつつ日本企業が裨益できる円借款制度の在り方に関して検討を行っています。

国際協力銀行（JBIC）業務に関しては、我が国企業による海外事業展開がより積極的に行われるよう投資金融などJBICの更なる機能強化に取り組みました。平成24年度は、円高対応緊急ファシリティを積極的に推進し、ファシリティ創設から64件、約4兆円の実績を上げると共に、リスクマネー供給のため「海外展開支援出資ファシリティ」を創設しました。円高対応緊急ファシリティは3月末に期限を迎えましたが、これを「海外展開支援融資ファシリティ」に発展的に改編し、4月以降も日本企業の海外展開支援を更に拡充することとしました。

#### ② アジア債券市場の構築支援（アジア債券市場育成イニシアティブ）とアジアにおける地域金融協力の推進

アジア債券市場育成イニシアティブ（ABMI）の下、信用保証・投資ファシリティ（CGIF）における保証案件の組成や、ASEAN+3債券市場フォーラム（ABMF）における、各国のプロ投資家向け社債市場をベースにした、域内での債券共通発行プログラムの策定等に取り組みました。

また、国際的な金融危機による諸課題に対応し、アジア地域の経済回復を確かなものとするため、アジア各国当局と緊密に情報交換・意見交換も行いました。平成23年12月に日中首脳間で合意された日中金融協力の強化に関しては、平成24年6月、東京市場と上海市場で円と人民元の直接交換取引が開始されました。さらに、現地通貨建てファイナンスの支援を含むASEAN諸国等との二国間の金融協力強化の検討を開始しました。

## ○参考指標 6-3-1：アジア債券市場の規模

ASEAN+3（除く日本）の現地通貨建て債券市場の規模（単位：10億ドル）

	平成9年	14年	22年	23年	24年	
						対前年比
中国	116	342	3,052	3,392	3,811	+12%
香港	46	68	163	169	178	+5%
韓国	130	486	1,149	1,229	1,471	+20%
インドネシア	5	56	107	110	111	+1%
マレーシア	57	79	247	263	327	+24%
フィリピン	17	27	73	77	100	+30%
シンガポール	24	61	169	189	241	+28%
タイ	10	47	225	225	279	+24%
ベトナム	—	0	16	17	25	+47%
合計	405	1,167	5,200	5,671	6,543	+15%

(出所) ADB “Asian Bonds Online”

(注) 数値は国債及び社債の発行残高の合計

## ○参考指標 6-3-2：アジア地域における案件に対するJBI Cの出融資承諾状況（国際協力銀行業務）

(承諾ベース、単位：億円)

	平成20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
中国	430	163	135	30	122
韓国	74	289	107	—	—
香港	—	30	—	13	40
台湾	4	—	—	—	64
東アジア 計	508	483	243	43	226
ブルネイ	—	—	—	—	—
インドネシア	1,225	3,063	138	597	1,338
マレーシア	55	909	13	23	140
ミャンマー	—	—	—	—	833
フィリピン	60	—	—	607	164
シンガポール	589	85	128	61	353
タイ	549	171	131	659	428
ベトナム	215	92	129	227	4
東南アジア 計	2,693	4,320	538	2,174	3,259
インド	211	559	260	343	419
スリランカ	—	—	—	1	—
モルディブ	—	4	—	—	—
南アジア 計	211	563	260	344	419
アジア 計	3,412	5,365	1,041	2,561	3,904

(出所) 国際協力銀行調

(注) 四捨五入の関係上、端数が一致しないことがある。

○参考指標 6-3-3 : アジア地域に対する円借款実施状況 (E/N ベース、単位 : 億円)

	平成20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
東アジア	3,045	3,437	2,102	4,414	4,791
インドネシア	1,206	1,139	439	739	155
カンボジア	35	72	-	114	-
タイ	630	45	239	-	-
東ティモール	-	-	-	53	-
フィリピン	341	680	508	683	618
ベトナム	832	1,456	866	2,700	2,029
マレーシア	-	-	-	67	-
ミャンマー	-	-	-	-	1,989
モンゴル	-	29	50	16	-
ラオス	-	15	-	42	-
南アジア	3,587	3,170	1,008	4,065	5,757
インド	2,360	2,182	480	2,898	3,531
スリランカ	350	367	331	495	411
ネパール	-	-	-	-	151
パキスタン	479	233	197	50	-
バングラデシュ	397	388	-	600	1,664
ブータン	-	-	-	22	-
モルディブ	-	-	-	-	-
アジア合計	6,632	6,606	3,110	8,478	10,548

(出所) 国際局開発政策課(参事官室)調

(注1) 数字はE/Nベース(債務救済を含まない)。

(注2) 地域分類は外務省による。

○参考指標 6-1-7 : J B I Cによるサムライ債発行支援の実績(平成24年度)

(P314に掲載)

5. 平成23年度政策評価結果の政策への反映状況

「4. 平成24年度の事務運営の報告」の記載のとおりです。

6. 目標を巡る外部要因等の動向

内需を牽引役として、アジア経済は堅調な成長を続けています。IMFでは、平成25年のアジア途上国の経済成長率も前年比7.2%増(平成24年10月時点予測)と、引き続き堅調に拡大すると予測しています。

他方で、アジア経済のリスク要因として、欧州債務問題や米国財政問題といった不確実性

の残存、中東の地政学リスクを背景としたエネルギー価格の上昇、不安定な資本フローの動向等が挙げられます。各国政府・中銀はこうしたリスクに関して適切に対処し、アジアの著しい成長を確固たるものとしていくことが重要です。

## (参考) アジア主要国の経済見通し

(単位：%)

	平成21年	22年	23年	24年 (予測)	25年 (予測)
中国	9.2	10.4	9.2	7.8	8.2
韓国	0.3	6.3	3.6	2.7	3.6
インド	5.9	10.1	6.8	4.9	6.0
インドネシア	4.6	6.2	6.5	6.0	6.3
マレーシア	-1.5	7.2	5.1	4.4	4.7
フィリピン	1.1	7.6	3.9	4.8	4.8
シンガポール	-1.0	14.8	4.9	2.1	2.9
タイ	-2.3	7.8	0.1	5.6	6.0
ベトナム	5.3	6.8	5.9	5.1	5.9

(出所) IMF世界経済見通し(平成24年10月)

<http://www.imf.org/external/pubs/ft/weo/2012/02/pdf/text.pdf>

(注) 平成24年、25年は予測。数値は全て実質。

## 7. 今後の政策等に反映すべき事項

## 企画立案に向けた提言

日本企業の海外でのビジネス展開に対しては、これまでも円借款や国際協力銀行業務等を通じて支援を行ってきたところであり、STEP(本邦技術活用条件)案件の推進を含め、円借款の一層の積極的な活用やJBICの投資金融などの枠組みを活用したファイナンス面からの支援に努めます。さらに、日本経済再生に向けた民間投資を喚起するための成長戦略として重要な柱の一つである日本企業の海外展開支援として、JBICによる「海外展開支援出資ファシリティ」と「海外展開支援融資ファシリティ」を車の両輪として日本企業の海外展開支援も推進していきます。

また、アジア各国当局と緊密に情報交換・意見交換を行います。日中金融協力の強化に加え、ASEAN諸国等との二国間の金融協力の強化にも積極的に取り組み、債券市場の発展支援、日系中堅・中小企業の資金需要やインフラ投資のための中長期資金需要への対応等、各国におけるニーズに応じて、協力を行っていきます。

## ○ 政策目標7-1：政府関係金融機関等の適正かつ効率的な運営の確保

### 1. 「政策の目標」に関する基本的考え方

政策金融は、金融という資金供給の手法によって、特定の政策目的を達成する政策実現手段であり、税制、補助金等と同様に財政政策の一環として政策的な資源再配分機能を果たしています。政策金融の機能が的確に発揮されるためには、その担い手である政府関係金融機関等（注）が適正かつ効率的に運営されていることが重要です。特に、「東日本大震災からの復興の基本方針」において、「企業の事業継続のため、企業に対する資金繰り支援等を実施する。」とされたことを受け、政府関係金融機関等では平成24年度においても引き続き被災企業の資金繰りの円滑化を図っていきます。また、「パッケージ型インフラの海外展開」に関する支援や「円高対応緊急ファシリティ」を活用した重要資源の海外における開発及び取得の促進等に関する業務を行っている株式会社国際協力銀行については、平成24年4月より、株式会社日本政策金融公庫から分離して設立されました。今後も、政府関係金融機関等が経済動向を踏まえつつ、必要なニーズに対し、質・量ともに的確な対応を行うことができるよう、民業補完の観点から不断の業務の見直しを行います。

また、政府関係金融機関等の財務の健全性及び適正な業務運営を確保するため、主務省として、金融庁や関係省庁と連携しつつ、効果的、効率的な検査等を行います。

（注） 政府関係金融機関（㈱日本政策金融公庫、㈱国際協力銀行、沖縄振興開発金融公庫）、㈱日本政策投資銀行、㈱商工組合中央金庫及び政策金融機関類似の金融業務を行う独立行政法人（中小企業基盤整備機構、情報通信研究機構、農林漁業信用基金、奄美群島進行開発基金、住宅金融支援機構、国際協力機構）をいう。

### 2. 内閣の基本的な方針との関連

第183回国会 財務大臣財政演説（平成25年2月28日）

円高への総合的対応策（平成23年10月21日閣議決定）

日本再生加速プログラム（平成24年11月30日閣議決定）

日本経済再生に向けた緊急経済対策（平成25年1月11日閣議決定）

東日本大震災からの復興の基本方針（平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部決定、平成23年8月11日改定）

### 3. 重点的に進める業績目標・施策

該当なし

### 4. 平成24年度の事務運営の報告

**施策 7-1-1**：政府関係金融機関等の適正な運営の確保

[平成24年度実施計画]

政府関係金融機関等は国の政策金融の担い手として、経済・金融情勢等に即応して迅速・的確な対応を行うことが必要です。

平成23年度においては、平成23年3月11日に発生した東日本大震災を受けて、

イ 政府関係金融機関等（日本政策金融公庫、日本政策投資銀行、商工組合中央金庫）が主務大臣の要請を受け、地震当日（3月11日）から特別相談窓口等を開設、

ロ 日本政策金融公庫では、災害復旧貸付とセーフティネット貸付を一本化するとともに、金利等の条件を大幅に拡充した「東日本大震災復興特別貸付」（最大で基準金利-1.4%など）を創設、

ハ 東日本大震災に係る被害について、主務大臣が危機対応業務の融資等の対象に追加、

などの措置を講じたところですが、「東日本大震災からの復興の基本方針」において、「震災の復興過程で事業を再開・継続する企業は、借入依存度を高め、資本が毀損している可能性があることから、これに対する対応策を講じる。（中略）また、企業の事業継続のため、企業に対する資金

繰り支援等を実施する。」とされたことを受け、平成24年度においても引き続き被災企業の資金繰りの円滑化を図っていきます。

また、平成23年度においては、急激な円高の進行に対応すべく、「円高への総合的対応策」に基づき、円高で苦境に陥っている中小企業等への金融支援等の拡充として、①平成23年9月末で期限切れとなる原則全業種に対するセーフティネット保証の延長・要件緩和による対象拡大、②セーフティネット貸付の金利引下げ（最大0.5%）・設備資金貸付の金利引下げ（0.5%）、③危機対応業務における日本政策投資銀行等を通じた貸付けの金利引下げ（0.5%）等の措置を講じたところですが、平成24年度においても引き続き企業の資金繰りの円滑化を図っていきます。

（参考）株式会社国際協力銀行が行う業務については、政策目標6-2（施策6-2-2）で記載。

### 〔事務運営の報告〕

(1) 東日本大震災への対応として、23年度に引き続き、「東日本大震災からの復興の基本方針」を受け、日本政策金融公庫の融資制度等について、以下の措置を講じ、被災企業の資金繰りの円滑化を図ってまいりました。

① 日本政策金融公庫：「東日本大震災復興特別貸付」の継続、「再挑戦支援資金」の貸付に係る金利等の引下げの継続、「東日本大震災復興緊急保証」の適用期限の延長

② 指定金融機関：危機対応業務の一環として資本性資金を融資する制度を導入

(2) 「日本経済再生に向けた緊急経済対策」を受けて、日本政策金融公庫の融資制度等について、金融円滑化法の期限到来（平成25年3月末）を見据えて、以下の措置を講ずるとともに、こうした国の施策に応じて各政府関係金融機関等が適正に業務を運営するよう監督してまいりました。

① 新たな事業展開や事業再生に取り組む中小企業・小規模事業者に対する資本性資金の拡充、一時的に業況が悪化している中小企業・小規模事業者に対する経営支援と一体となったセーフティネット貸付の創設

② 中小企業・小規模事業者の経営改善とあわせた資金繰り支援として、経営力強化保証を中心とした借換保証の推進

上記の施策を講じた結果、政府関係金融機関等において、新体制へ移行した平成20年10月から平成25年3月末までに、セーフティネット貸付等を17兆円、中堅・大企業向け危機対応業務を活用した長期資金貸付等を6兆円実施しました。また、東日本大震災復興特別貸付が5兆円の実績を上げるとともに、東日本大震災復興緊急保証に係る保険引受額が2兆円に上りました。さらに、日本政策投資銀行において、イノベーション創出のための基盤強化に取り組むべく「競争力強化ファンド」が創設されました。

### 施策 7-1-2：政府関係金融機関等の財務の健全性及び適正な業務運営の確保

#### 〔平成24年度実施計画〕

政策金融の機能が的確に発揮され、その政策目的が実現されるためには、政府関係金融機関等において、財務の健全性及び適正な業務運営が確保されていることが重要です。

そのため、主務大臣において、業務の状況等について報告を求め、また、検査を的確に実施することにより、各機関の財務状況や業務運営の適切性を正確に把握し、必要かつ適切な監督を行うことが重要です。

各機関に対する検査の実施に当たっては、財務の健全性及び透明性の確保を一層推進する観点から、民間金融機関を検査している金融庁のノウハウや専門性を活用するため、平成15年度からリスク管理分野に関する検査を金融庁に委任しています。

主務省として、金融庁をはじめ関係省庁と緊密に連携しつつ、

- ① 政策目的の実現及び適正な業務運営の確保という観点から、各機関の法令等遵守態勢に関し、引き続き効果的・効率的な検査を行うとともに、
- ② 上記リスク管理分野及び法令等遵守態勢に関する検査結果も踏まえて、各機関の財務の健全性の確保や業務運営体制の改善に努めていきます。

なお、各機関においても、不良債権などの開示について、リスク管理債権を公表するとともに、財務諸表等において、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（平成10年法律第136号）に基づく開示債権を公表するなど、その充実に取り組んでおり、引き続き適切な開示に努めることが重要です。

さらに、政府関係金融機関等に対する検査にあたっては、問題の本質的な改善につながる深度ある原因分析・解明に努めるとともに、指摘根拠の明示や改善を求めるべき事項の明確化に努めていきます。

#### [事務運営の報告]

検査については、4機関に対して、関係法令・規程等に基づき、政策目的に沿った適切な業務運営が行われているかを検証し、構築されたコンプライアンス管理体制が適切に機能しているかについて重点的に確認した結果、個人情報管理や苦情報告体制をはじめとする、顧客保護等管理態勢等の改善につながる指摘を行いました。

さらに、これらの検査結果を踏まえて、検査対象機関に対し検査指摘事項に対する改善報告を求め、その対応状況を確認するとともに、ヒアリングを実施するなど、指摘事項の改善を早期に実施できるよう監督を行いました。

なお、政府関係金融機関等の適正な業務運営の確保を図る観点から、危機対応業務に係る情報の開示について、日本政策金融公庫から指定金融機関へ支払われた補償金の実績等の開示を新たに行いました。

**政策目標に係る予算額**：平成24年度予算額：154,690百万円〔23年度予算額：1,309,220百万円〕

平成24年度は、政府関係金融機関の運営に必要な経費として、株式会社日本政策金融公庫補助金、株式会社日本政策金融公庫出資金、危機対応円滑化業務出資金などが計上されています。主な減要因は、復興事業に関する経理を明確にする観点から、東日本大震災からの復興に係る国の資金の流れの透明性を図り、復興債の償還を適切に管理するため、東日本大震災復興特別貸付等に係る予算が一般会計財務省所管から東日本大震災復興特別会計復興庁所管に計上先が変更されたこと等によるものです。

#### 5. 平成23年度政策評価結果の政策への反映状況

「4. 平成24年度の事務運営の報告」の記載のとおりです。

## 6. 目標を巡る外部要因等の動向

### 政府関係金融機関の業務実績等

#### ○参考指標 7-1-1：政府関係金融機関の出融資計画額（補正後）の推移

（評価意見P59に記載）

#### ○参考指標 7-1-2：政府関係金融機関の融資残高の推移

（単位：億円）

（新体制移行後）

		平成20年度 (下期末)	21年度	22年度	23年度	24年度
(株)日本政策金融公庫	国民生活事業	75,393	74,920	74,702	73,409	72,482
	農林水産事業	27,583	27,099	26,320	26,307	26,268
	中小企業事業	56,394	61,805	64,368	64,397	64,593
	国際協力銀行	72,501	87,738	83,944	81,224	-
沖縄振興開発金融公庫		11,156	10,677	10,019	9,464	8,940
(株)国際協力銀行		-	-	-	-	105,852

（新体制移行前）

		19年度 末	20年度 (上期末)
旧国民生活金融公庫		78,606	76,564
旧農林漁業金融公庫		28,232	28,066
旧中小企業金融公庫		62,764	58,015
旧国際協力銀行 国際金融等勘定		73,127	69,541
沖縄振興開発金融公庫		11,671	(通期)
旧日本政策投資銀行		115,767	113,568
旧公営企業金融公庫		232,300	222,152

（出所）各機関から報告を受けて、大臣官房政策金融課で集計。

（注1）政策金融改革の結果、旧日本政策投資銀行及び旧公営企業金融公庫は、平成20年10月1日にそれぞれ民営化及び廃止されたため、新体制移行後の指標から除いている。

（注2）旧国際協力銀行の海外経済協力勘定は、(株)日本政策金融公庫へ移行されなかったため、指標から除いている。

（注3）国際協力銀行については、平成24年4月より(株)日本政策金融公庫から分離され、(株)国際協力銀行が設立された。

#### ○参考指標 7-1-3：政府関係金融機関の金利の推移

（単位：％）

（新体制移行後）

			H21.3.31	H22.3.31	H23.3.31	H24.3.31	H25.3.31
(株)日本政策金融公庫	国民生活事業	基準利率	2.15	2.15	2.25	2.15	1.95
		特利①～③	1.25	1.25	1.35	1.25	1.05
			～1.75	～1.75	～1.85	～1.75	～1.55
	農林水産事業	農業基盤整備	1.85	1.85	1.75	1.45	1.25
中小企業事業	基準利率	1.75	1.75	1.75	1.65	1.45	
	特利①～③	0.85	0.85	0.85	0.75	0.55	
		～1.35	～1.35	～1.35	～1.25	～1.05	
国際協力銀行	輸出	1.85	1.85	1.87	1.56	-	
沖縄振興開発金融公庫	基準利率	1.55	1.30	1.3	1.05	0.85	
		～2.60	～2.85	～3.10	～3.00	～2.95	
(株)国際協力銀行	輸出	-	-	-	-	1.39	

（新体制移行前）

		H20.3.31	H20.9.30
旧国民生活金融公庫	基準利率	2.10	2.45
	特利①～③	1.25	1.75
		～1.75	～2.25
旧農林漁業金融公庫	農業基盤整備	1.75	1.85
旧中小企業金融公庫	基準利率	2.10	2.15
	特利①～③	1.25	1.75
		～1.75	
旧国際協力銀行 国際金融等勘定	輸出	2.10	2.10
沖縄振興開発金融公庫	基準利率	1.80	1.85
		～2.70	～2.70
旧日本政策投資銀行	一般金利	-	-
	政策金利 I～III(注2)	2.47	2.57
		～2.85	～2.95
旧公営企業金融公庫	基準利率	2.40	2.45

(参考) 財政融資資金貸付金利 (財投金利)	0.60 ~1.90	0.40 ~2.00	0.40 ~1.90	0.30 ~1.70	0.10 ~1.50
(参考) 長期プライムレート	2.25	1.60	1.6	1.35	1.15

(参考) 財政融資資金貸付金利 (財投金利)	0.70 ~2.10	0.90 ~2.10
(参考) 長期プライムレート	2.10	2.30

(出所) 各機関から報告を受けて、大臣官房政策金融課で集計。

(注1) 各機関の金利水準は一例。

(注2) 政策金融改革の結果、旧日本政策投資銀行及び旧公営企業金融公庫は、平成20年10月1日にそれぞれ民営化及び廃止されたため、新体制移行後の指標から除いている。

(注3) 旧国際協力銀行の海外経済協力勘定は、(株)日本政策金融公庫へ移行されなかったため、指標から除いている。

(注4) 国際協力銀行については、平成24年4月より(株)日本政策金融公庫から分離され、(株)国際協力銀行が設立された。

○参考指標 7-1-4：政府関係金融機関の平均貸付期間（新規貸出し）

(新体制移行後)

(新体制移行前)

		平成20年度 (下期)	21年度	22年度	23年度	24年度
株 日 本 政 策 金 融 公 庫	国民生活事業	5年7か月	5年7か月	5年10か月	6年2か月	6年5か月
	(生活衛生分)	7年7か月	7年7か月	7年10か月	8年1か月	8年5か月
	農林水産事業	14年0か月	14年0か月	14年2か月	13年3か月	13年4ヶ月
	中小企業事業	7年0か月	7年0か月	6年11か月	6年11か月	7年0か月
	国際協力銀行	7年8か月	7年8か月	8年6か月	12年7か月	-
沖縄振興開発金融公庫		12年9か月	12年0か月	13年0か月	13年2か月	11年5か月
(株)国際協力銀行		-	-	-	-	13年3ヶ月

(参考)	19年度	20年度 (上期)
旧国民生活金融公庫	5年3か月	5年3か月
(生活衛生分)	7年11か月	8年1か月
旧農林漁業金融公庫	16年0か月	14年2か月
旧中小企業金融公庫	7年9か月	7年9か月
旧国際協力銀行 国際金融等勘定	13年9か月	15年1か月
沖縄振興開発金融公庫	13年5か月	(通期)
旧日本政策投資銀行	9年6か月	-
旧公営企業金融公庫	25年4か月	25年5か月

(出所) 各機関から報告を受けて、大臣官房政策金融課で集計。

(注1) 貸付金額による加重平均。

(注2) (株)日本政策金融公庫国民生活事業(旧国民生活金融公庫)の計数は普通貸付ベース。

(注3) 旧公営企業金融公庫は件数平均と金額平均の平均。

(注4) 政策金融改革の結果、旧日本政策投資銀行及び旧公営企業金融公庫は、平成20年10月1日にそれぞれ民営化及び廃止されたため、新体制移行後の指標から除いている。

(注5) 旧国際協力銀行の海外経済協力勘定は、(株)日本政策金融公庫へ移行されなかったため、指標から除いている。

(注6) 国際協力銀行については、平成24年4月より(株)日本政策金融公庫から分離され、(株)国際協力銀行が設立された。

○参考指標 7-1-5：政府関係金融機関の財務諸表等の主要な計数

(単位：億円)

(新体制移行後)

(新体制移行前)

・財務諸表等

・行政コスト計算財務書類

		平成20年度 (下期)	21年度	22年度	23年度
株 日 本 政 策 金 融 公 庫	国民生活事業				
	経常収益	873	1,690	1,620	1,633
	経常費用	1,063	2,182	2,109	1,850
	経常利益	△190	△492	△489	△217
	特別損益	3	△9	△60	△2
当期純利益		△188	△501	△543	△219

	旧国民生活金融公庫	18年度	19年度	20年度 (上期)
業務収入①		△1,641	△1,658	△830
業務費用②		1,733	1,846	1,261
業務費用合計(①+②)=③		92	188	431
機会費用④		99	83	45
行政コスト(③+④)=⑤		190	271	475

(株)日本政策金融公庫	農林水産事業					
	経常収益	393	723	733	663	
	経常費用	407	741	721	662	
	経常利益	△14	△18	12	1	
	特別損益	14	18	△13	△1	
	当期純利益	-	-	△1	-	
	中小企業事業					
	経常収益	1,567	2,857	2,768	3,808	
	経常費用	8,169	12,957	11,343	7,091	
	経常利益	△6,602	△10,100	△8,575	△3,283	
	特別損益	1	△5	△35	△1	
	当期純利益	△6,601	△10,105	△8,611	△3,284	
	国際協力銀行					
	経常収益	977	1,912	1,972	-	
	経常費用	778	1,634	1,476	-	
	経常利益	199	278	496	-	
	特別損益	69	54	91	-	
	当期純利益	268	332	588	-	
	沖縄振興開発金融公庫 (行政コスト計算財務書類)					
	業務収入①	△272	△254	△243	△219	
業務費用②	260	255	220	218		
業務費用合計 (①+②) =③	△12	1	△23	△1		
機会費用④	11	11	10	8		
行政コスト (③+④) =⑤	△2	11	△14	6		
(株)国際協力銀行						
経常収益	-	-	-	2,017		
経常費用	-	-	-	1,446		
経常利益	-	-	-	571		
特別損益	-	-	-	△46		
当期純利益	-	-	-	525		

旧農林漁業金融公庫			
業務収入①	△ 676	△632	△343
業務費用②	983	953	443
業務費用合計 (①+②) =③	307	321	101
機会費用④	71	57	32
行政コスト (③+④) =⑤	378	378	133
旧中小企業金融公庫			
業務収入①	△ 5,089	△ 4,499	△2,176
業務費用②	6,621	9,860	4,705
業務費用合計 (①+②) =③	1,532	5,361	2,529
機会費用④	237	195	94
行政コスト (③+④) =⑤	1,769	5,556	2,623
旧国際協力銀行国際金融等協定			
業務収入①	△3,698	△3,654	△1,258
業務費用②	3,002	3,015	1,151
業務費用合計 (①+②) =③	△695	△639	△107
機会費用④	163	126	75
行政コスト (③+④) =⑤	△533	△514	△33
沖縄振興開発金融公庫			
業務収入①	△ 323	△ 303	(通期)
業務費用②	316	269	(通期)
業務費用合計 (①+②) =③	△ 7	△ 34	(通期)
機会費用④	13	10	(通期)
行政コスト (③+④) =⑤	6	△ 24	(通期)
旧日本政策投資銀行			
業務収入①	△ 3,983	△ 3,740	△1,644
業務費用②	3,238	3,209	1,926
業務費用合計 (①+②) =③	△ 745	△ 531	281
機会費用④	265	203	111
行政コスト (③+④) =⑤	△ 480	△ 328	393
旧公営企業金融公庫			
業務収入①	△ 7,327	△ 6,905	△ 3,121
業務費用②	3,892	3,494	1,624
業務費用合計 (①+②) =③	△ 3,436	△ 3,410	△ 1,498
機会費用④	3	3	3
行政コスト (③+④) =⑤	△3,433	△3,408	△1,495

(出所) 各機関から報告を受けて、大臣官房政策金融課で集計。

- (注1) 行政コスト計算財務書類において△(マイナス)は、国民負担が生じていない状態を表す。
- (注2) 行政コスト計算財務書類は、平成13年6月の財政制度等審議会の報告書に基づき、特殊法人等について説明責任の確保と透明性の向上の観点から、最終的に国民負担に帰すべきコストを集約表示するため、企業会計原則に準拠した形で作成された財務書類。政府関係金融機関は平成12年度決算より作成・公表。
- (注3) 新体制後の(株)日本政策金融公庫(国民生活事業、農林水産事業、中小企業事業、国際協力銀行)については、行政コスト計算財務書類を作成していない。
- (注4) 政策金融改革の結果、旧日本政策投資銀行及び旧公営企業金融公庫は、平成20年10月1日にそれぞれ民営化及び廃止されたため、新体制移行後の指標から除いている。
- (注5) 旧国際協力銀行の海外経済協力勘定は、(株)日本政策金融公庫へ移行されなかったため、指標から除いている。
- (注6) 国際協力銀行については、平成24年4月より(株)日本政策金融公庫から分離され、(株)国際協力銀行が設立された。

○参考指標 7-1-6：政府関係金融機関の延滞率の推移 (評価意見 P59に記載)

## 7. 今後の政策等に反映すべき事項

### (1) 企画立案に向けた提言

- ① 政府系金融機関等は、国の政策金融の担い手として、経済・金融情勢等に即応して迅速・的確な対応を行うことが必要であることから、関係省庁等と緊密な連携の下、経済動向を踏まえつつ、必要なニーズに対し、政府系金融機関が質・量ともに的確な対応を行うことができるよう、民業補完の観点から不断の業務の見直しを行います。
- ② 主務省として、リスク管理分野に関する検査を委任している金融庁をはじめ関係省庁と緊密に連携しつつ、政策目的の実現及び適正な業務運営の確保という観点から、各機関の法令等遵守態勢に関し、引き続き効果的・効率的な検査を行うとともに、上記リスク管理分野及び法令等遵守態勢に関する検査結果も踏まえて、各機関の財務の健全性の確保や業務運営体制の改善に努めていきます。

### (2) 平成26年度予算要求等への反映

政府関係金融機関等の適正かつ効率的な運営が確保されるよう、平成26年度予算要求において、必要な経費の確保に努めます。